

市立函館博物館

研 究 紀 要

第24号

2014

市五函館博物館

研究紀要

第24号

2014

序

このたび『市立函館博物館研究紀要』第24号を刊行する運びとなりました。

本号は、はこだて外国人居留地研究会清水憲朔氏の「日本の開国過程の再検討－村垣範正の『公務日記』から見る幕府の外交政策」、市立函館博物館の古文書調査講座参加者山口精次氏の「酒谷家資料」から読み解く北前船主チガイヤマサ酒谷家の諸様相」、市立函館博物館佐藤理夫学芸員と北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園市川秀雄氏の「函館市古武井熔鋳炉跡地で発見されたニホンジネズミ *Crocidura dsinezumi* について」の3題を掲載いたしました。

清水氏は当館研究紀要第20号で日本開国に至る経過を丹念に調査し、「交易会所開港」の存在について報告されましたが、今研究紀要ではさらに掘り下げ、箱館奉行村垣範正の『公務日記』をたどりながら、開港に関わる幕府の外交交渉の様子をつぶさに描いています。当館所蔵の酒谷家資料については当館で開講している「古文書調査講座」の参加者によって解説・調査が進められてきましたが、その一翼を担ってきた山口氏が酒谷家の商取引に関する書翰類に焦点を当て、同家を取り巻く廻船業等の諸様相を明らかにしました。ジネズミについての考察は、佐藤学芸員と市川氏との共同調査の結果、恵山地区で発見されたネズミが北海道ではほとんど棲息が確認されていないニホンジネズミであることが判明した調査報告です。

これらの研究論文等が、今後幅広く利用、活用されることを期待するとともに、関係各位におかれましては、当館に対しまして忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

平成26年3月31日

市立函館博物館長

阿 部 司

目 次

序

日本の開国過程の再検討－村垣範正の『公務日記』から見る
幕府の外交政策－

清水 憲朔 …………… 1

「酒谷家資料」から読み解く北前船主チガイヤマサ酒谷家の
諸様相

山口 精次 …………… 21

函館市古武井燐鉍炉跡地で発見されたニホンジネズミ
Crocidura dsinezumi について

佐藤 理夫・市川 秀雄 …………… 39

日本の開国過程の再検討

村垣範正の『公務日記』から見る幕府の外交政策

清水 憲朔

はじめに

村垣範正（興三郎・淡路守）は安政元年（1854）正月老中首座阿部正弘により頭頭から勘定吟味役兼海防掛に抜擢された。

目付堀利熙と共に松前蝦夷地事務掛兼務を命じられ同年3月東西蝦夷地・千島・北蝦夷地（カラフト）調査に派遣される。二人の報告により松前周辺を除く全蝦夷地の幕領化が図られた。

同年10月村垣は江戸に戻るが、直ちに下田に出張しロシア使節プチャーチンとカラフト（サハリン）国境交渉に携わる。

2年（1855）正月江戸の箱館御用取扱となり、翌3年（1856）7月に箱館奉行に任命され奉行三名体制となる。同7月イギリス使節の日本訪問予告をきっかけに阿部正弘は通商問題を俎上にあげる。阿部の諮問に目付層から交易会所の基となる貿易構想が上げられた。同じ頃下田にアメリカ総領事タウンゼント・ハリスが上陸していた。

3年10月村垣は蝦夷地に向け江戸を出立。4年（1857）3月から翌年3月まで一年余りの箱館在勤の前後2度に渡り蝦夷地を廻浦する。

5年9月洋型船箱館丸で二年振りに江戸に戻る。翌10月に外国奉行に任命された村垣は水野忠徳・堀利熙と共に神奈川開港に奔走する。

村垣が江戸不在であった安政4年に幕府は日米協約・日蘭追加条約・日露附録条約を結び、同年12月に総領事で全権のハリスと新条約交渉を始めた。翌5年にアメリカなど欧米5カ国と国交を伴う自由貿易開港

条約に調印した。

この間老中首座は阿部正弘から堀田正陸に、安政5年5月には大老井伊直弼が就任する。将軍は家定から家茂^{いえもち}に替わる。村垣が江戸に戻る9カ月後の安政6年6月に神奈川・長崎・箱館の自由貿易開港を迎える。

本稿では村垣範正の3年10月の江戸出立頃から安政5年4月の箱館滞在中までの『公務日記』をテキストとして取り上げ、幕府の外交政策を分析した。日記には江戸から到来する御用状が逐一表題が付され記され、重要な指令（覚）は全文が筆写されている。これら御用状から日本の開国過程の再検討を試みた。

当時の江戸・箱館間の飛脚便は両地から月三度2日・12日・22日の定便と、加えて間便や馬便が仕立てられた。

本文の「前稿」は「日米協約と長崎・箱館の〈交易会所開港〉－三段階の開港を経る日本の開国－」（清水憲朔・『市立函館博物館研究紀要第20号』2010年3月）を指す。『公務日記』の引用は『大日本古文書幕末外国関係文書附録之四』～『同五』からである。史料引用中の下線は強調部分で括弧内は補足説明であり、筆者が付したものである。

（一）安政三年の通商問題

安政3年7月19日長崎からの急報が到来する。オランダ軍艦艦長ファビウスが持参したロシアの書簡とイギリス香港総督バウリングの日本訪問の伝言であった。2日後アメリカ総領事タウンゼント・ハリスが下田に上陸する。

28日村垣範正は勘定吟味役兼箱館事務取扱から箱館奉行に任命され、箱館奉行は在府、在勤、蝦夷地廻浦の順年勤務の三人役となった。当時の在府箱館奉行は竹内保徳、在勤奉行は堀利熙である。10月1日村垣一行は陸路蝦夷地廻浦に向け出立する。

イギリスの通商使節来訪の予告

7月19日「長崎へ和蘭陀蒸気船（軍艦メデューサ号）渡来、魯西亜より之書翰持参並英吉利アトミラルより、二月過、渡来、交易の儀に付条約相願旨傳言申立候由、委細長崎奉行より町便にて来ル」。

安政元年12月に下田で条約交渉の最中にロシア軍艦ディアナ号が大地震による津波で座礁し、その後沈没した。ロシアの書簡には幕府の支援に対するお礼と預けていた大砲の寄贈が記されていた。

一方イギリス香港提督パウリングの伝言は通商条約を結ぶため2カ月後の日本訪問の予告である。長崎奉行の御用状にはパウリングからの英国シャム国通商条約が添えられていた。⁽¹⁾

7月20日「三奉行海防掛へ大和守（老中久世広周）殿御逢、豊前、肥前、播磨、河内、因幡、邦之助、自分、罷りて候処、先日長崎奉行から申越候、二月過、英人交易願として渡来過致由に付、右は国家の御大事に拘る儀に付、一同無腹蔵申談、十分に評議いたし可申上旨被仰聞」。

「(評定所)一座、(海防掛大目付目付)目付、此方(海防掛勘定奉行並同吟味役)三手にて書面仕立候上、評議の積り」。⁽²⁾ 諮問は三手に分かれ評議される。

7月28日 勘定奉行らは通商開始と長崎の使節派遣に反対し、今後のアメリカ・イギリス・ロシアとの交渉は和親条約を基本とする意見をまとめる。

同日村垣範正は勘定吟味役から箱館奉行に役替になる。老中阿部正弘は「蝦夷地御

開拓之儀」は「北門之鎖鑰^{びやく}」とし竹内・堀と共に箱館奉行三人役を命じる。

(1) クリミア戦争の最中にスターリングと結ばれた日英協約は通商の規定を排除していた。一方、英・シャム通商条約は二度結ばれる。後の条約(1855-1856)4条は「勝手(自由)商売」の免許、5条旅行の自由、6条信教の自由、その他貿易規程などが定められる。先の条約(1826)3条の土地家屋の所有権許可を引き継ぐ。『大日本古文書幕末外国関係文書』十四卷二九〇・二九一(以下は「幕外」14-290・291の様に略す)

(2) この時の海防掛目付層のものと思われる「沿海御取締見込書」は貿易を富国強兵の基とし積極的な開国政策を提議する。

見込書は安政元年の大船製造の許可を評価しながらも解禁による密貿易・キリスト教の伝播を警戒し、諸家・三都の商人など大船所持者のみが大利を得るとし、対外貿易開始を前提とした海上取締法の改革を提議する。公儀の利益と取締のため「通船改会所」兼「諸産物会所」を江戸・大坂・兵庫・堺・下関・長崎など「沿海枢要之港々」に建て浦賀番所の横浜移転が述べられる。

会所で浦証文の引合方・用達取扱法を定め、「仲買入札直組^{ねぐみ}」の貨物から入津・積出の際に二歩の口銭徴収を提案する。通船・産物会所が税関として想定される。

蝦夷地松前箱館の「沖の口」役所や長崎を例に挙げ、会所で荷主・売主から2分の税徴収ほか、諸国辺境の産物の出荷、諸家手船の貨物など諸侯の貿易参加も考慮に入れる。和親条約済国などに長崎・箱館・江戸からの出貿易を提言する。

「御益金之分は、役人御手当差引、残高大艦製造、大砲小銃鑄立、武備筋文学筋之御用途ニ相当テ、其余は御救助筋、國産開方、工場等之御入用、蝦夷地南嶋御開拓ニ用ひ、全ク余分を以、御金蔵納」と冥加金の最終の目的が語られる。

この構想は安政4年の箱館亀田で計画された交易会所の基になったと思われる。('幕外'14-201・本稿絵図参照)

阿部正弘の「秘密の貿易調査」指令

8月1日「英人交易の儀に付評議、勘定所の方除名に相成候へども、同意に付、別段不申上候旨申上書付、大和守殿へ」。この時点で範正は通商に消極的であった。

8月4日 この日阿部正弘は「交易互市之利益を以、富国強兵之基本と被成候方今之時勢に協可然哉」と交易仕法の大本について急評議を命じる。

諮問が評定所一座・海防掛から、大目付、長崎・浦賀・下田・箱館各奉行、御目付までに広げられる。(以下「評定所一座以下」)

「幕外」収録の筆写文のメモに「右は秘密の儀に付、夜分深更相認ル」とあり諮問は極秘扱にされていた。村垣のこの日の日記には阿部の覚の記載はない。⁽¹⁾

8月10日 「(長崎奉行)川村対州より、御勘定奉行江之内状…英夷の儀尚又申来ル」。評定所一座以下に評議が命ぜられる。⁽²⁾

8月16日 4日の老中阿部の諮問に在府の浦賀奉行土岐頼旨と箱館奉行竹内・村垣が連名の評議を上げる。⁽³⁾

(1)「幕外」14-213

(2)「幕外」14-160

(3) 三奉行は通商開始にあたり各国貿易仕法の調査比較、情報収集、長崎貿易の改革や「居貿易」の外に出貿易を具申する。(「幕外」14-250)

アメリカ総領事ハリス下田に渡来

7月25日 「21日(アメリカ)官吏ハリス渡来、井上信濃守明日(下田に)出発」。

8月18日 下田からハリスの駐在の諾否を巡る対話書など内状三通が到来。評定所一座以下に評議が命じられる。⁽¹⁾

8月20日 「(下田奉行)岡田井上内状評議申上候書付、土岐・林・井沢・竹内・村垣」。「但し、官吏差置き候方に致し」。ハリスの下田駐在を認める。⁽²⁾

8月21日 長崎のオランダ通詞名村五八郎が箱館奉行所雇いとなる。武田斐三郎が

諸術調所授役に任命され箱館に予定の分析所が諸術調所に名称が変更される。勘定奉行水野忠徳に長崎出張が命じられる。

8月22日 老中阿部から早々の江戸出立が指示され、箱館奉行三名の交代順年が問われる。後日に箱館在勤は4年3月まで堀、5年3月まで村垣、安政6年3月まで竹内と各人一年間の勤務が決められる。

(1) 安政2年6月17日の日記に「亜人官吏之儀相断候上、不得止は、置より外無之評議決、一座御目付、(意見が)別々也、」とある。幕府は日米和親条約批准時に居合わせたロシア船からアメリカ領事の派遣を聞いていた。ハリス到着の一年前にアメリカ領事の駐在は一度拒絶し止むを得ない場合には認めるという方針が決められていた。

(2) 8月5日下田に上陸したハリスは日用品の販売に地元と同等の価格求めた。下田奉行は用達の冥加金の免除を伺う。又ハリスは日米貨の兌換率の改善と開港場の下田からの変更を要求。12月13日老中に書簡を送り大統領の意志を直接伝えるため出府を求める。新春16日老中は「仮令重大之事」でも下田奉行との交渉事として出府を拒絶した。

ファビウスの下田訪問と長崎目付の上申

9月9日 「和蘭陀蒸気船(メデューサ号艦長ファビウス)、八月六日、長崎出帆、夫より箱館へ、八月十五日入津、応接等有之、見置之由、夫より下田へ相廻ル」。⁽¹⁾箱館で堀利熙がファビウスと会談する。

9月14日 長崎からクルチウスの書簡「肝要之事柄」ほか長崎在勤目付永井尚志・岡部長常の積極的な通商開始の意見書、英シャム条約の和解が到来。老中阿部正弘から一座以下に評議が命じられる。

9月15日 「ホーリンク(パウリング)近々渡来、交易筋申立候に付ては、不容易企之由也」。下田に出張していた岩瀬のファビウスとハリスとの会見の報告会が開かれる。⁽³⁾

9月16日 「御登城前、御白書院にて、

昨日（岩瀬）修理演舌之趣、不容易国家之御一大事に付、何れにも、交易を御治定之上、早々長崎へ被迎遣、応接役々も被遣候様、一同申上ル、書面出来、惣連名、一役屯人にて罷出、伊勢守殿江、御直に申上ル。

岩瀬の報告は有司一同を貿易法の制定に向かわせる。

9月18日「(阿部)伊勢殿御逢、交易筋其外品々申上ル」。また「来月朔日、(蝦夷地廻浦へ)出立」を報告。

9月19日「(老中)池田播磨守江相越し、(御用部屋の)吟味物陰聞致ス」。

大目付筒井正憲、竹内、岩瀬が江戸でのパウリングの応接掛に任命される。

10月1日「箱館御役所へ出立」。

(1) 在勤箱館奉行の堀はファビウスと会談後9月2日上書し積極的な通商開始を述べる。諸外国は和親条約の欠乏品の供給を貿易の許可と理解しているため通商の拒絶は困難であるとし、我が国は「航海互市(貿易)御開有之候外」に道はないとして幕閣に通商法制定の英断を求める。

(2) 目付永井・岡部は通商開始を前もって布告する事を提議する。「交易開否の件、香港総督蘭人に託しシャム条約を贈り渡来を予告する、交易開否を示して調査すべし、交易開始は公布し以て人心を一定すべし」(「幕外」14-289)。

(3) 9月13日岩瀬らと会談したハリスは日米銀貨の秤量比較から銀三分と一弗の交換と開港場の下田の変更と香港総督パウリングからの密事を幕閣に告げるために出府を要求。またハリスはパウリングが長崎で交渉が不調なら浦賀に廻るのでイギリスの行動に従うと語る。(「幕外」15-13・14-15、「ハリス日本滞在記(中)」75頁)

老中堀田正陸の外国御用取扱就任

10月23日・24日「当所(野辺地)町人箱館御役所附御用達西堀屋平次郎、岩城屋治五兵衛罷出ル」。「(青森町)箱館附御用達藤林屋源右衛門、瀧屋善五郎也」。

江戸で任命していた南部野辺地と青森の

箱館奉行付用達と面談する。

10月26日 12日の定便が到来。英国シャム国通商条約の蘭文和訳の大意が届く。

11月8日 箱館に到着。

11月18日「東西蝦夷地高札文化度先格之通建可申哉伺、(奉行)三名、先文写添左之通、掟 邪宗門にしたうもの、外国人にしたうもの、其罪重かるべし、……」。前直轄期文化年間のキリシタン禁制などの高札と同内容の掲示を江戸に伺う。

11月22日「堀田外国御用御取扱、月番御免、御勝手月番計⁽¹⁾」。10月7日老中堀田正陸が外国事務専任者に就任する。

12月8日「会津用達常八、同所産物当所にて売捌」。箱館での販売を許可する。

(1) 10月20日、本田忠徳(若年寄)が外国御用取扱に大目付跡部良弼・土岐頼旨、勘定奉行松平近直・川路聖謨・水野忠徳、目付岩瀬忠震・大久保忠寛、勘定吟味役塚越藤助・中村為弥が外国事務取調掛に任命される。(「幕外」15-80・81)

(二) 箱館産物会所の設置

安政3年幕府は松前藩から松前周辺を除く蝦夷地一円を請け取り蝦夷地警護の諸藩に引き継ぎする。3年11月朔日幕閣は箱館奉行に蝦夷地は大名の預かり地とせず箱館奉行の直轄地とし、場所請負人制は廃止し漁業を直捌(直営)の二大開拓方針を命じる。のち漁業の直捌きは中止される。

12月12日「福島屋嘉七弟兵五郎、大坂へ取組に参り、江戸に出、昨日帰函ス、大坂にては、十分之都合、加嶋や儀兵衛取組候由也」。大坂の箱館産物会所設置のため出張の用達福島嘉七弟が報告のために来訪。

12月17日 蝦夷地廻浦に出立。

東蝦夷地を海岸沿にエトモ(室蘭)まで北上し、その後黒松内を經由し西蝦夷地海岸に抜ける。須津(スツ)運上所を旅宿に越年し翌年2月7日まで逗留する。

安政4年正月7日 村垣の出立以降に箱

館に着いていた安政3年8月からの御用状が纏められ旅宿に到来する。

北蝦夷地（カラフト）滞留のロシア人の動向、御用達「産物集所福嶋屋嘉七拝借金」、「蝦夷地御入用五萬兩之内、猶又貳萬兩、当節御下げ之儀に付写し」。江戸で報告を聞いていた目付岩瀬らのファビウス対話書と「巫官吏（ハリス）」応接書、「北蝦夷地（カラフト）直捌」等多岐にわたる書類が来る。

2月3日 在府奉行竹内の「江戸表蝦夷地産物会所取建」の書類がスツツに到来。11月竹内は江戸「大川端植物場」跡地に箱館産物会所の開設を伺う。⁽¹⁾

2月6日 「箱館御台場並び亀田御役所外構土塁（五稜郭）、其の外御普請増掛申支配向き名前人数申上げ候書付」。

正月22日付堀から竹内の内状写が到来、箱館で計画の二大工事の人事報告である。

7日村垣一行はスツツを出立、イワナイから世市（余市）運上屋、高嶋と逗留し「河白山勝浦山金銅山」を検分する。

2月24日 石狩逗留「在住場所サツホロ、アツサフ両山麓に取極、早々普請取掛」。石狩在住地の決定の報告を江戸に送る。

2月晦日 夕刻堀から内状到来。「石狩改革、儀三郎出張之見込」。石狩場所改革のため役人が派遣される。江戸で箱館近在初の御収納米に褒賞が与えられる。

3月6日 東蝦夷地白老に逗留。

3月10日 茂呂蘭（室蘭）会所を経由し、宇須（有珠）に着泊。「ヲシャマンヘ土人（長万部のアイヌ）疱瘡にて、山入」。疱瘡蔓延の噂が流れている。

3月21日 尻岸内泊、古武井から武佐の台に向かう。「容鉢炉場所地形出来」「煉化石焼竈見分け（武田）斐三郎」らが箱館から出張し村垣を迎出る。

3月24日 箱館に帰着。

3月26日 アイヌに蔓延の疱瘡の治療の

ため江戸に町医師の派遣願を上げる。

（1）「蝦夷地産物会所江戸表へ取建候儀に付申上候書付 竹内下野守（略）辰十一月」。12月16日阿部へ上げられ4年5月20日に指令が下される。（「幕外」15-118）

守屋嘉美が『日本開国史』（石井孝）に依拠し幕府の通商政策と箱館産物会所設置の関係を述べている。安政4年の箱館交易会所計画への言及はないが、勘定奉行と目付層の意見対立など、産物会所設置政策の背景を伺うことが出来る。

「箱館産物会所設置を中心とする蝦夷地政策は、和親条約締結による箱館開港と密接に関連しつつ、安政期幕政における重要な内政問題であった」、「石井氏が、岩瀬を中心とする海防掛目付は商人資本の相対的自由な商業活動を前提に、積極的な貿易政策を主張したのに対し、海防掛勘定奉行・同吟味役は外国貿易そのものに消極的であっただけでなく、商人資本の貿易参加を抑えて、政府自からの手になる官貿易主義を主張して対立した…」。「箱館奉行等が主張…は基本的な点で、海防掛目付の構想に近い」。

「場所請負制度の廃止という安政三年十一月の老中の指令を受けるや、箱館奉行は、その存続という彼等の主張を貫徹するため、従来の権益を保持せんとする場所請負商人との密接な連繋のもとに、蝦夷地開拓費用捻出のための新たな方法として、箱館産物会所の設置構想を提案する」。

「さらに留意すべきは、安政期の幕府内で構想されていた内国流通の全面的統制を意図する産物会所設置案と箱館産物会所との関連である。前者については、安政二年における老中阿部の諮問、あるいは翌三年四月における海防掛目付のものと思定される会所設置案など（前述の3年7月の「見込書」と思われる・筆者）」。

「海防掛目付層の構想と…現実化された箱館産物会所のそれと極めて類似して…。そのうえ、目付層のそれが、外国貿易を前提にしつつ、貿易における関税徴収と会所機能の一体化を予定しており、そこに当該段階の会所構想の歴史的重みを見い出される石井氏の指摘（27）を前提にすれば、箱館

産物会所を同時に税関として機能させることも予定されている点は、看過できない。「幕府の蝦夷地政策と箱館産物会所—安政期幕政との関連で—」『幕末維新时期の研究』石井孝編 注(27)は前掲石井『日本開国史』の185頁以下。

(三) 堀田正陸の貿易仕法の諮問

安政3年末広東で勃発したアロー戦争のニュースに幕府は大きな衝撃を受ける。オランダ領事官ドンケル・クルチウスは戦争の遠因は広東鎮台の南京条約の不履行とする。イギリス軍の指揮は前年秋に長崎を訪問したセイモアであると幕府に忠告を与える。2月5日クルチウスは長崎奉行の下役人への口演でシーボルトの渡来禁止の赦免、禁制品の廃止を訴え、仲買貿易の実施のため日蘭条約副章の制定を迫る。

「万々一砲声一響候はば、最早御取戻も難相成」。堀田は長崎からの報告に評定所一座以下へ旧法の改革を命じる。

同じ頃ハリスは下田奉行に出府と日米銀貨の同量交換を要求していた。ハリスは2月2日から4日の連日の会談で日蘭和親条約草案の借地権(建物の所有権)を下田・箱館のアメリカ人への摘要を求めていた。

2月24日堀田は、「英吉利評判記」「亜米利加官吏申立」「尚又今般蘭人之申立」を挙げ貿易仕法の早急な策定を命じる。

アロー戦争とハリスの米人居留の要求

3月26日 3月3日江戸差立の大部の御用状が到来。村垣は書状を四件に分け概ね日付の新しいものから順番に記す。

一と二は江戸出立後10月から12月までの長崎奉行とクルチウスの対話書、日蘭和親条約規定書、長崎奉行のオランダに宛てた覚書や条約調印後の交渉記録であった。

三は3月初めの老中堀田の貿易取調掛への諮問の「外国人御取扱振、向後御処置勘弁いたし申上候様御書取」と五通の書類で

ある。書類は2月6日付のオランダ商船からもたらされた英国広東焼払事件の報告、2月3日付広東の事件についてのクルチウスの書簡和解、2月朔日付イギリス「評判記」和解、2月朔日のオランダ通詞申立の「蘭医シーボルト渡来禁止赦免」の書付。それと2月3日の長崎奉行支配吟味役永持享次郎の聞き書きの「加比丹口演書」。

四は下田奉行とハリスの交渉書類。ハリス提出の下田・箱館のアメリカ人居留など「所望の目録」七箇条と、同日の下田奉行対話書。2月7日下田奉行のハリス応接書と「内密」の大統領訓令である。

(1) 諮問は広東から始まった英清戦争の報告を受け出され「外国人取扱」と「貿易筋(仕法)」の二部で構成される。

「外国人取扱」はクルチウスの口演に沿ったものである。口演は幕府の外国への対応振りを忠告し、①清国の兵禍は日本の為の至極の亀鑑、②忠告はオランダ政府の命令、③幕府の和親条約の縮減は親睦の主旨に反す、④外国への書簡が尊大、⑤アメリカへの処置は親睦の主旨に反す、⑥箱館の(クリミア戦争時の未条約国フランス病兵の)上陸許可を賞賛し、時勢に応じ開港場共通の待遇改善を求めらる。

一方「貿易筋」の諮問は①イギリスなどから強要される前にアメリカ・オランダと通商開始を決定、②通商開始は前もって布告する、③貿易仕法・開港場・貿易商品の調査、④「積年之疲弊を補様に不相成候ては、不平の基」として諸侯の国産品の貿易参加に配慮、⑤貿易法を「政府の交易」又は長崎の「公私打混し御仕法」か問う。堀田は貿易の商品は需要の多寡により産出が決まるという自由貿易に理解を示す。(「幕外15-262」)

堀田の諮問に3月海防掛の勘定奉行らは何書「貿易開業主法の儀」を上げる。「元来異国通商御差許の場所」の長崎一港で遊歩区域内の交易会所と商館地の設置を述べる。交易会所は諸侯の国産品専売の役所で外国貿易としては初出である。

何書は「貿易取開場所」とし「下田は、江戸近海、

素より交易之場所に無之、箱館の儀は、北地運送不便の土地にて、蝦夷地産物の儀、西洋懇望の品は稀にて、素々諸色払底高価に有之、被国から持ち渡り候品売捌き方等、津出不宜、自然相場に差響、其の上交易会所被国商館等、所々に設置候ては、双方入費相高み」と下田・箱館の開港に反対し長崎一港の通商開港唱え、長崎の貿易調査を提議する。（「幕外」15-263）

（2）ハリスの目録第二項は借地権の要求であった。「下田箱館に於て、地を借り、家屋を買ひ、之を造立し、之を修復し、之を变革し、又止を不得時は、之を破解するを、亜米利加人江恵むへし」。

大統領訓令は、「我が希ひを空しくする時は、日本人の防きかたき法を以、我が趣意を貫くを知らしむべし」と武威による目的の達成を指示する。

「所望の目録」は閏5月5日調印の日米協約の原型となる。（「幕外」15-201・205・210～212）

嶋村元宏「下田におけるハリスの政策」（『19世紀の世界と横浜』横浜開港資料館・横浜近世史研究会編）は、アメリカ側の史料によりハリスの訓令の背景を教えている。

（四）貿易事務官ライスの箱館渡来

3月2日下田奉行は懸案となっていたハリスの諸要求の許可を伺う。①アメリカ人の下田・箱館の居住、②アメリカ領事らの邦貨での直買、③領事の随意的の遊歩許可の三点である。同7日ハリスは書簡を送り再度出府を求めるが回答は延引された。

伺の2カ月後5月6日に幕閣は指令を發し直買は認め、日米和親条約第2・3条の主旨によるとしてアメリカ人の居住と領事の区域外の自由な出張を拒絶する。

一方箱館では4月5日アメリカ貿易事務官エリシャ・E.ライスが突然渡来する。ライスは日米和親条約2・3条による箱館の駐在と貿易を求める。村垣らはライスと交渉のためアメリカ商船で入港したドイツ人商人リュドルフに英蘭通訳を依頼する。

村垣と堀は10日・15日のライスの応接書

と英文の日米条約3条及び国務長官の書簡とそれらの蘭文訳と和解を江戸に送る。書類は5月9日と7日に前後し届く。

ライスの英文から蘭文に訳された条約第三条には「(遭難民を)受け取るため任命された米国本国の者(役人)」とあった。ライスは貿易や遭難民の受取等を扱うため派遣された貿易事務官であった。

幕閣は箱館奉行の報告を受け5月6日の指令を撤回する。下田で17日再開されたハリスとの交渉は一気に進展し5月26日の日米協約調印に向かう。

日米和親条約は日本語版・オランダ語版と英語版と漢文版が作られたが正文は定められず両国の全権が揃って署名した条約はなく日米共に自国語文を正文としていた。

貿易事務官ライスと商人リュドルフ渡来

4月5日 米国捕鯨船2隻が入港。アメリカ官吏ライスが捕鯨船で渡来する。

4月6日 ライスは船主と共に上陸。ライスは奉行に「大統領書面並び添書」を提出し止宿所を求め⁽¹⁾る。

「伺は、不取敢官吏差置方之廉計、早々御下知有之候様申上ル」。ライスの処遇の指示を求め伺書が發送される。差立から18日目の24日に江戸に到着する。

4月7日 「フレシテントより、ライスをエセント〈官名〉に任し、箱館に差向候由之証書」。国書和訳ができ直ちに浄玄寺別堂を間仕切しライスの止宿所とする。ライスは止宿所に国旗掲揚を求める。

4月10日 「亜米利加士官止宿差免候儀に付申上」。堀・村垣はハリスの応接記などを添え駐在許可を求める。書類は1カ月後の5月10日に老中堀田に上げられる。

「米商船二艘入港…昨年も来りしリウトルフ来ル、蘭語通弁出来に付、此度之方へ通弁に用、且英文を蘭翻申付度段、ライス並リウトルフへ、宥之助を以申遣承知」。

前年も箱館に米船で入港したドイツ人リュドルフにライスの蘭英通訳と翻訳を依頼する。⁽²⁾

4月15日「亜米利加官吏住居之儀に付見込之趣申し上げ相候書付、(箱館奉行)三名 米利干條約(日米和親條約)三ヶ條和解、蘭文本紙とも、米利干文書翰和解二通、蘭文本紙とも、ライスより出候書面和解、蘭文写共」。ハリス提出の條約三条と書簡の蘭訳に和解を添え江戸へ送る。22日後の5月7日に江戸に到着し、直ちに老中堀田に上げられる。

(1) 国務長官マーシーの証書。「大統領の命にて日本箱館の貿易に関係せるアケンドに任せられ、貿易諸事乃権を委任」。貿易事務官は商人が兼務できるアメリカ固有の官職。ライスは駐在は日米條約2条・3条によらし「昨年より自国船数艘渡来、当港にて買調候品物並銀錢払方、其外自国漂民治療等、諸事取計候為」と説明する。「幕外」15-283~291)

日米和親條約第2条は、「一伊豆下田箱館松前地箱館之両港ハ、日本政府に於て、亜墨利加船薪水医食料石炭欠乏の品を、日本にて調候丈ハ給候為メ、渡来之儀差免し候、尤下田港は、約條書面調印之上即時にも相開き、箱館ハ、来年三月より相始候事」「一給すべき品物直段書之儀は、日本役人より相渡し可申、右代料ハ、金銀錢を以て可相辨候事」。物品による支払い認めていない。

3条は「合衆國の船日本濱漂着之時扶助いたし、其漂民を下田又ハ箱館に護送し、本國の者受取可申、所持の品物も同様可致候…」と、アメリカ「本國の者」の下田・箱館での遭難民の受取を定める。下線分の漢語(正文)は「附之該國人到港者」である。「幕外」5-243)。

ハリス提出の日米和親條約第3条の英文。「Whenever ships of the United States are thrown or wrecked on the coast of Japan, the Japanese vessels will assist them, and carry their crews to Simoda or Hakodate, and them over to their countrymen, appointed to receive

them…」。下線は「(下田・箱館で)彼らアメリカの被難民を受け取るために任命された本国の者に渡す」。和文はゴシックの部分に欠くが、英文は政府から任命のアメリカ人に渡すとある。「幕外」5の附録)

(2) 條約未済國のドイツ人リュドルフはアメリカ商船で渡来し箱館で二回に渡り多額の貿易が認められている。彼の別格の扱いには理由があった。

安政5年(1858)2月に堀田が岩瀬らを同行し新條約の勅許を得るため京都に赴いたおり武家伝奏らへ貿易開始決断に至った経緯の「外国事情」を説明する。その中でリュドルフは家康の朱印状を銅版にしたものを持ち渡来し、また別にイギリス商人一人も朱印状をもち箱館に来航していたことが述べられる。「幕外」19-153)

老中堀田の十二項目の諮問

4月24日「外国御取扱並貿易筋の儀、当時(現在)専ら取調中には可有之候共、不容易事柄に候間、…近日之内居残、一同存含之趣、委細承可申候…」。3月26日付老中堀田の通商開始にあたって諮問した12項目が到来する。⁽¹⁾

4月27日「長崎会所請払役盛千蔵罷出ル、組頭御勘定方役々列席…但、大久保右近から添手紙、有之」。毎年長崎会所の摘取船(積取船)が用達佐藤半兵衛^{ひょうもつ}の俵物蔵へ集荷に来ていた。この日の面談は長崎会所の交易法のレクチャーと思われる。⁽²⁾

5月15日 3月2日付下田奉行の上申書に竹内は三項目許可の意見書を上げる。

5月17日「野州(竹内保徳下野守)内状、兩名宛、(4月)二十七日、伊勢殿備中殿江、早々御下知之儀申上、御承知には候へとも、例之向評議如何可有之哉」。⁽⁴⁾

閏5月4日「仲買商法の儀に付、かひたん申上げ候蘭文和解」。日蘭和親條約の副章制定による仲買貿易を要求する。

「(5月6日)下田箱館(奉行)へ、亜国官吏在住、商人可引移との儀に付、下田奉

行へ被仰渡備中守殿御書取」。この日幕閣はハリスが要求していたアメリカ人の居留を一度拒絶する⁽⁵⁾。

閏5月11日「堀織部正蝦夷地廻浦として出立」。ライスの駐在許可の決裁を待ち堀の蝦夷地廻浦の出発が遅れていた。

閏5月17日 2月附在府奉行竹内保徳の「蝦夷地産物会所江戸表に取建」の伺い。5月20日老中堀田から許可が下る。

(1) 堀田の12項の諮問は前稿に掲載。4月海防掛大目付目付は3月末の勘定奉行らの貿易案に対案を上げる。前年7月の「見込書」の延長上に長崎以外の複数の開港を主張し、内外の貿易船に課税するため「広い貿易之会館」を提議する。

貿易品は商人に任せ船改所で船税、会所で貨税を徴収。貿易は人心も望む富国強兵の本源とし、「近來万国之時勢御見透之上、唐和蘭之外、和親有之國々へは、貿易御差許に可相成旨被仰出候、尤頃合之儀、且委細之制度等は、追て相達にて可有之候」と御触案を掲げる。(「幕外15-317」)

貿易会館は交易会所の唐名である。両者の考える貿易の開放範囲は大きく異なるが通商開始にあたり交易会所の設置では一致していた。4月15日長崎奉行兼勘定奉行水野忠徳と目付岩瀬忠震二名を貿易調査のため下田経由で長崎に出張させる。

(2) 大久保忠寛(一翁)は開明派の幕臣として知られる。日記の前後の記述から村垣と親しい間柄であったことが伺われる。盛千蔵は安政年間の長崎地役人一覧「分限帳」で名前が確認される。

(3) 4月竹内は商民らに「一構の場所」を提供し領事は「一郭別舎」を貸渡し領事の直買と遊歩区域外の旅行も許可を述べる。(「幕外」15-333)

(4) ライスの駐在の伺に対する御用部屋(老中の内閣)の様子をさすと思われる。

(5) 3月2日下田奉行はハリスの三要求の許諾を伺う。5月6日老中は「下田箱館へ亜国商人可引移との儀は、全く条約にも無之廉にて……、条約ニヶ條の文意に基き」と駐在を拒絶していた。一方領事と従者の邦貨による直買は許可し、領事の下田七里・箱館五里外の遊歩・旅行も拒絶する。(「幕

外」15-235・16-3)

(五) 日米協約と居留・副領事駐在

幕閣はライスの提出した和親条約の英文条約と和文条約の大きな食違いを知り5月6日のハリスへの指令を見直す。

新任の中村時萬が老中の書簡を持参し下田に着任する。書簡はハリスの出府の回答は回避し懸案の諸要求について下田奉行との交渉を求めるものであった。

5月17日の対話でハリスは老中書簡に花押と井上・中村の全権委任状を要求。この日の会談でライスの箱館居住が初めてハリスに伝えられる。それから交渉は急展開し20日ハリスは副領事の「箱館の港に居留」を書き入れた協約案を提出する。26日居留地の選定は奉行と正副領事の交渉事が確認され調印に向かう

その後下田奉行が提出した協約蘭文の英訳にハリスは強く抗議する。「土人(平民)」が「商人」に、「続留」が「在留」に摘要範囲が縮減されていると指摘し、下田奉行は文言の訂正を約束する。

閏5月1日下田奉行はさらに譲歩し下田の開港日を2年繰り上げ箱館と同じく安政5年6月とする。協約は閏5月5日に正式調印され調印日は5月26日とする。(「幕外」16-18、25-30、32-33、51-53)

交渉でハリスは幕府の通商による利点として関税収入を繰り返し強調していた。日米協約は関税協定がなく、安政5年6月の貿易荷のためアメリカ人居留のみが定められる。正式な通商条約(treaty)ではなく通商を暫定的に定めた協約(convention)であった。第2条を除く長崎の開港、アメリカ人の領事裁判権、日米金銀貨の同量交換、遊歩区域外の領事旅行権などが調印日の発効とされた。

日米協約の調印に江戸の評定所一座と海防掛勘定奉行は貿易法決定後の通商開始と

いう春作成のプログラムと「行き違い」で専断であると下田奉行を批判する。

ライスの居住許可の指令は日米協約調印後の7月4日に下される。副領事とアメリカ人の居住のために箱館に居留地を設定することと、本国から副領事着任後のライスの帰国を指示する。

日米協約規定書と五稜郭の着工

閏5月25日「下田奉行申上」、5月17日下田奉行は幕閣にアメリカの長崎開港と日米金銀貨の同量交換などの長崎奉行への指示を求める。

ハリスへ提出した下田奉行の全権委任状と御朱印状の写が箱館に送られ、幕閣は箱館奉行へ朱印状交付の検討を命じる。後に箱館奉行は不必要として断っている。

3月15日から5月12日まで入港のリュドルフなどの「亜船六艘売り上」が五千六十二両余に昇る。箱館奉行は利益の35%を用達と折半し17.5%を冥加とする。売上金から前渡金と冥加を差引用達で清算する。

6月7日「野州表内状東西地所産物取締方の儀付伺書」⁽²⁾。

日米協約の調印の翌日の閏5月6日のハリス応接書が到来。ハリスは貿易事務官を最下位の官吏と説明しライスの赴任について本国から通知が無かったと釈明。また広東の英清戦争が拡大しイギリス使節の長崎訪問が遅れている事を解説する。

6月8日 5月16日指令。「治定の儀は、追て御達被成候間、堀織部正儀は、右に不拘廻浦候様可致旨被仰渡」。ライス駐在の決裁まで蝦夷地廻浦を延期していた。

閏5月15日竹内は書簡の封印の印章は本物であるとハリス駐在の決断を求める。

6月14日 閏5月27日附表状到来。開港場の外国人同士の書簡往復が許可される。早速ハリスからライスに協約書が届く。

6月17日 ライスは日本金銀貨による直

買など下田のハリスと同等の扱いを求める。奉行は仮止宿であることを理由に断る。

6月18日 閏14日の箱館蝦夷地「立入稼方」役銭の免除伺が決裁される。

6月21日「沖ノ口入役銭免除之儀、問屋頭取其外へ、於白洲申渡ス」。

7月2日 6月12日の江戸定便で御用状多数到来。「下田において、重米利加官吏へ、別冊之通規定書為取替相済候間、被得其意、箱館表取計振之儀は、猶厚く勘弁致し……」「野州内状、大に快承文通来ル」。ライスの箱館渡来から2カ月後の協約書の下付に在府竹内から喜びの書簡が来る。

「亀田御役所構惣堀土塁取掛かりの儀申上げ候書付、右進達の儀申し遣わす」。協約規定書交付に御役所の本体工事が着工される。村垣は着工の進達書五件を上げる。

7月5日「亀田五稜郭初番杭より十八番杭迄四百間、悪水抜堀割、(松川)辨之助引受、五十六両壱分ヨ」。亀田新御奉行所に「五稜郭」が初めて使用される。

(1) ハリスの日記に17日の対話記録はない。「下田箱館へ其国商人差置度由之申立に付、自分共限り格別懇切之廉を以て打明ケ申聞候、当節箱館表に其国エゼント、ライス渡来いたし、同人同所に居住いたし、以来漂民及び其什物を交受、其国之船及び其人民を救助し、右に付き必要の品日本にて難弁ものを、直に其国より取寄度由申立有之、当時(現在)取調中に付、右取計治定及ぶ迄は、此箇条之答、暫猶予有之度候」。以後ハリスは一気に交渉を進め協約調印に持ち込む。〔幕外〕16・10・12・13・15・18・20)

ハリスは「エゼント」(貿易事務官)という官職の存在を否定しライスの居住を日蘭和親条約の趣意によるものと応じ、一方で新たに副領事の箱館駐在を要求する。下田奉行は条約外の事と拒絶しハリスの三要求の回答はライスの処遇問題の決定まで保留を告げるが、ハリスは書面による決答を求める。翌18日下田奉行は覚書を送り、領事と同行の者に限定し日本銀貨による直買と領事の国内

旅行を難破船の発生などの緊急時に限定し許可する。また「下田箱館に於て、アメリカ商人居留之為に地を雇ふ儀は、勘考之上決断」と回答する。借地権を伴う居住を「居留」とした初出と思われる。その後交渉は26日の協約調印に向かう。

ハリスは日記で5月17日に下田奉行に成案に近い協約案を渡したとしている。よく引用される有名なハリスの勝利宣言と自戒の弁はこの日に記されている。しかし幕府の記録では17日ハリスは懸案となっていた3項目を要求し、協約案は20日になり提出している。（『日本滞在記 中』264～265頁・本稿11頁・「幕外」16-18）。

(2) 江戸・大坂・兵庫の間屋を箱館産物会所用達にする指令。

(3) 下田奉行はハリスに花押のある老中書簡と朱印状をハリスに渡し国書の受け渡しを求める。

(4) 協約第2条和文は「下田並箱館の港に来る亜米利加船必要之品、日本於て得かたき分を辨せむ為に、亜米利加土人を右の二港に置、且合衆国の下官吏を箱館の港に置くことを免許す、但此箇条は、日本安政五年六月中旬、合衆国千八百五十八年七月四日より施すべし」。英文の和解「……アメリカの平土人下田並箱館に 続て留るへき事に同意せり、……」。蘭文の和解「……アメリカの土人下田並箱館に 続て居留し得へき事、……」（『幕外』16-29）。蘭文和解は「居留」であり、和文は「置」と最も主旨があいまいな表現である。

(六) ハリスの出府

ハリスは閏5月15日、16日の会談で、国書の将軍直接の捧呈を大統領の命令として下田奉行の受け取りを拒否し、一方で下田の代替港を大都市近郊に求め新条約の交渉を要求する。閏5月18日事態の打開に下田奉行井上清直は江戸に向う。

28日井上はハリスの出府は「国害」とし、水野らの調査報告を待ち貿易仕法を制定し下田でハリスの「重大事件」を聞き出し新条約交渉に入るといふ見込書を上げる。

6月18日老中は評定所一座・大目付目付・

海防掛勘定奉行の評議と箱館奉行竹内の意見を将軍に報告する。竹内の意見は幕府のハリスの応接が「初接より都て引違へ」とし、ハリスの「狐疑」や疑念を解き大統領の忠告を聞き「亜国を以仲人に御遣」と、出府の許可を主張する。

7月2日幕閣はハリスに「重大事件」を開陳させ、重大事件が通商開始であった場合は180日以降の開港を許可する。同日定便で晦日の井上の伺と交易会所の書類が箱館に送られる。4日箱館奉行にアメリカ人居留地設定の指令が発せられる。

交易会所設置と居留地設定の指令

7月8日「ナヨロ五丁程沖へ、魯西亜蒸気船一艘間掛り」「ロタノスケ（ロダノスキー）之由、国王の命、御国境取極めの儀に付、長崎に本船合い回り、図書呈す由」。シラヌシから6月26日附の北蝦夷地（カラフト）廻浦中の堀利熙から急報が到来する。⁽¹⁾

7月11日 閏5月28日附「亜米利加書簡（国書）の儀に付、井上信濃守見込之趣勸辨仕申上候書付 下野（守）。井上が上げたハリスとの今後の交渉の見込書、6月16日の竹内の意見書が一綴で到来。

閏5月17日付の下田奉行一名帰府の伺と添付の閏5月15日・16日のハリス対話書が来る。⁽²⁾

「箱館へ御仕置もの寄場取建方当節之模様、並夫役遣方一体之見込承知致し度旨公事方御勘定奉行掛合書来ル」。江戸の寄場人の蝦夷地定住化の移住が図られる。

7月16日 公報到来。「阿部（正弘）伊勢守病氣養生不相叶、一昨弍七日、卒去候……六月弍九日」。

7月21日 7月2日付江戸御用状到来。6月29日指令「亜墨利加官吏出府之儀に付、下田奉行え被仰渡之趣御書取」「出府其外の儀に付、井上信濃守再応見込申上候書付、並右に付、下野守申上書写」。⁽³⁾

同じく7月2日付「(交易)会所之儀に付、書類不残来ル」。日記の交易会所の初出である。「会所御普請御用達出金、組頭調役見廻り下役附切、御勘定方其外は、会所掛り申渡候はば申談候可仕旨申上済」。「掛組頭新藤鉛蔵 出府中河津三郎太郎(二名)……」。交易会所建設のため予算と掛の人事の指令を出す。

7月22日 貿易事務官ライスからアメリカ商船に対し改鑄費の六分の負担を伝えられるが商人は納得せず、村垣は日米協約規定書本書の下付を江戸に請求する。

7月28日 「箱館港へ、来午年六月中旬より、合衆国之下官吏(副領事)差置候積り、下田表において、亜墨利加官吏と談判之上、条約取結、先達て相達通り、規定書為取替も相済候段に付、ライス儀、今更差戻候儀も出来申間敷候間、……来年六月亜墨利加国より別段下官吏差越候ハバ、ライス儀は差戻候積り……、且又下官吏住居向並亜墨利加土人差置候場所等之儀は、後害不相成地所見立…」。日米協約調印による副領事の箱館駐在、アメリカ人居留地の設定、ライスの今後の処遇の指令が届く。

(1) 「幕外」16-131、137、141～144、150～152、170、193)。前稿を参照

(2) 「伺い書」で下田奉行はハリスへの今後の対応を伺う。「長崎表へ差遣わし役々帰府迄は挨拶不仕、帰府の上、交易並び他港御開港之儀、速やかに治定有之、其の節下田重大之事件も承り、前書御治定之所を以て、応接仕り、条約をも取結び候ハバ、私共へ御委任之権も顕然いたし、諸般相整え候上は、殊により於同外書簡請取渡之手続にも可至哉」。「幕外」16-86)

評定所一座以下に井上の見込書の評議が命じられ、6月29日幕閣は「許可の時期はいまだ到らず」と、一座・勘定奉行らの意見を入れハリスの出府の延引を下田奉行に指示。指令に対し30日井上は上書し、ハリスの重大事件を聴取後に出府を許可するが重大事件が通商開始であった場合の下田代

替港の開港期日を伺う。「幕外」16-166・180)

井上の伺いに7月1日海防掛目付層はハリスの対応次第では国家の一大事となるとし、下田の移港と新港の開市は日米協約で米人の居留開始とされた5年7月頃を主張。一方評定所一座は出府も移港も期限を設けず延引する、勘定奉行らは井上の伺いの前段を支持し貿易開始は条約外とアメリカに国書で断るとした。「幕外」16-172～175・180)

幕閣は評議に7月2日、前段は伺いの通りとして下田代替港の通商開始の期限は十八カ月以降としたうえで、口達で期限の出来る限りの延引を命じる。同日幕閣は出府が許可された場合に備え応接取調掛に大目付の土岐以下、林大学守、大目付次席筒井、勘定奉行川路、目付鶴殿・永井と勘定吟味役塚越藤助に命じる。同時に長崎出張の水野・岩瀬に英露条約、英清条約と関税規定、英仏条約の各和解を交付する。「幕外」16-186～192)

ポーツマス号下田から箱館に廻航

8月1日 米軍艦ポーツマス号が箱館に入港。船将フートによると下田に「二十日程滞留」。5日前に出航する。

8月3日 「御用達欠乏品代七千両拝借願」。米船などの欠乏品仕入れの前貸。

8月5日 ポーツマス号に牛二頭渡す。11日にも一頭渡す。

8月13日 「ライス宿寺境内買受普請いたし度、居所の儀は、来春迄に挨拶」。ライスは土地の買入を求めるが断る。

8月17日 「亀田御役所構土壘入札五……(松川)辨之助引請之積り」。

(1) 7月20日に一年振りに軍艦ポーツマス号が下田入港し、29日前に下田を出帆する。ハリスが軍艦で江戸湾に入るのを恐れ出府に強硬に反対していた評定所一座が許容に転じる。

(2) 7月24日出府が決定されハリスは使節の扱いを受ける。「幕外」17-9・10、19～23)

(七) 日蘭追加条約と箱館の開港

長崎の貿易調査報告後にアメリカと通商

交渉を始めたいという下田奉行の意向に長崎奉行兼勘定奉行水野忠徳、荒尾成充、目付岩瀬忠震3名（以下「水野ら三名」と略）はオランダ領事官ドケナル・クルチウスと通商条約の取り纏めを急ぐ。

7月10日3名は日蘭和親条約追加条約（日蘭追加条約と略す）草案と踏絵廃止の伺を江戸に送る。7月24日幕閣は勘定奉行松平近直を更迭する。

ロシア使節プチャーチンが長崎に来航したため水野らはロシアとも条約を結ぶため指令の到着を待たず8月29日に日蘭追加条約を調印する。日蘭追加条約で「和蘭陀商法」が大改革される。貿易額・貿易量の制限が撤廃、一方で銅の輸出が禁止される。長崎に加え箱館の通商開港が定められ、内外の一般商人が相対で取引する「場所」（交易会所・交易場）が設置される。外国人の信仰と家族の同行が認められる。

9月2日老中は將軍家定に踏絵の廃止を上申。9月8日水野は書簡で江戸の同役（勘定奉行）の書簡の追伸で「去四日出町便到着」「交易踏絵の儀共、伺之通被仰渡、右に付、御書取中の趣も、具に奉畏、一同大安心仕候」と報告。日蘭追加条約が草案通りに承認される。7日水野らは日露追加条約に調印する。（「幕外」17-214）

日蘭追加条約交付と勘定奉行更迭の人事

8月18日 上陸以来ライスは「婦人」の同居を要求する。奉行から回答がないので「唐国」から呼び寄せると申し立てる。

8月19日 日蘭追加条約草案と草案に対する評定所一座・林大学頭・大目付目付・海防掛勘定奉行らの評議書一綴が到来。⁽¹⁾

「ライス又牛二匹を求め、後の用意もあり断る」。20日再度請われ1匹を渡す。

「七月二十四日、（勘定奉行）松平河内守田安殿家老被仰付、御書院番頭土岐豊前守、御勘定奉被仰付、箱館蝦夷地之御用取扱候

様、備中守殿被仰渡候旨、達書来ル」。

開国政策に慎重派の勘定奉行の松平近直が更迭され、開国積極派の元大目付の土岐頼旨が就任し箱館蝦夷地掛も兼任。新藤鉛蔵他16名が産物会所掛に任命される。

8月21日 長崎海軍伝習に4名出立。

「野州表状壺通」到来。供給が箱館に限定されていた生牛が下田・長崎に許可され牧場が建てられる。

「和蘭人共へ被仰渡候御法令之儀に付、水野筑後守始（3名）再応奉伺候書付、並御法令案、右書面一覽仕見込申上共壺綴」。⁽³⁾

竹内表状。「（7月29日）亜米利加官吏出府拝礼頃合其外可申論趣とも、下田奉行江御達、並御口達御控とも四通」来る。

7月23日 ハリスの出府が許可される。

8月23日 「条約相済国々から在留之儀申立候節、心得方の儀三名」。⁽⁴⁾ 定便で差し立てられ、9月14日老中に上げられる。

9月1日 「蝦夷地高札之儀に付、再応奉伺候書付」。竹内の伺通り裁可される。

「御法令之儀二付、水野筑後守始相伺書面江御指図振」。長崎3名の日蘭追加条約草案決裁の老中指令と条約本書が届く。⁽⁵⁾

「（8月11日）長崎奉行申上、和蘭脇荷之振合にて、同所と箱館交易之儀、当分右之通にて宜旨、一名（竹内）にて申上候旨」。^(6・7)

(1)（「幕外」16-208・209、17-140・142・144・145）

(2) 8月19日の産物会所掛の人事が発令される。一方交易会所掛は12月18日に通商開始の御触を受け12月20日に発令される。

(3) 「再応」とある先の書面は水野ら3名の7月上旬の伺をさす。水野らは下田奉行の意向に沿い急遽クルチウスと通商を規定する日蘭追加条約をまとめ、長崎に加え日米協約の開港場の箱館の通商開始を決断する。（本稿13頁参照、水野らが述べた箱館開港の理由は筆者前稿11頁参照、「幕外」16

- 86・207～209・17-140・142・144・145)

(4) 村垣は日米協約第2条により、ロシアなど親条約済の国々が「在留」を希望した場合は申稟せず許可するという心得方(3名連名)を江戸に報告する。〔幕外〕17-241)

(5) 安政4年8月29日、日蘭和親条約批准書の交換と同時に日蘭追加条約40ヶ条が調印される。日蘭追加条約第1条は長崎の通商開始と箱館の10ヵ月後の開港が定められる。箱館の開港日は日米協約第2条の安政5年6月に日に合わず。第5条で貿易の船数・貿易額の制限が廃止され、その他入港税・税率・遊歩区域の設定・科料ほかアヘン以下の禁制品目が制定される。第23条で場所を限定し信教の表明を定め、覚書でキリスト教の書画の「輸入」を禁じる。

貿易法は大きく改革されオランダ人個人の貿易である脇荷物が交易会所での外国商人との貿易に援用される。第9条で「出島売込人之外、諸商人江品物注文、又は買入方のため、出島にて直組談判等致義、差支なき事、但箱館にても、本文直組談判之場所可取極置事」と内外の一般商人の直接取引する「場所」の交易会所(交易場)がさだめられる。交易会所は長崎の出島内に開かれ、箱館は新たに設置されることになる。

外国人の商品購入に長崎会所発行の銀札が使われ毎月会所で正銀と交換し一般市民の所有する外国金銀貨も引き替える。〔幕外〕(17-184・126. 127・128・117・130・131・129・116・105)

(6) 出島での阿蘭陀商法はバタフィア政庁が行う貿易の本方貿易と個人の持ち込む商品の脇荷貿易があった。天保2年(1831)年政庁は脇荷貿易組合を解散させ、脇荷貿易を行う権利をバタフィアで入札に付し、落札者が脇荷貿易権をもつ賃借人として出島で貿易することに改め、商館職員・船員の私貿易関与・参加を排除した(「長崎のオランダ商館」山脇悌二郎)。

(7) 竹内は7月2日の老中指令を長崎貿易調査報告の前の「行き違い」の決定であると指摘し、今後ハリスとの交渉次第では長崎の報告と「喰違ひ不都合」になると憂慮を示す。(前稿参照・「幕外

17-147・175)

亀田川河口の外国人居留地と新御役所

10月8日「ライス呼出し、例之通兩人応接ス、居所之儀亀田橋際之積り、絵図を以示し、場所一見いたし候様申談、一見之上、挨拶可申出旨申聞ル、御役所初亀田に引移し之義等い才申談ス」。

10月9日「ライス亀田橋居所之場所へ相越し……談判荒方承伏、尚品々申出、絵図写等出ス」。

(1) 村垣はライスに御役所の亀田移築を詳細に話す。交易会所と米人居留地の亀田川河口と新役所は直線で2km余である。(前稿の絵図参照)

プチャーチンの渡来と日蘭追加条約

10月11日 9月12日、22日付の表状到来。外国への外交書類に使う印章についての林大学頭の上申書。

長崎3名の7月10日発送の日蘭追加条約案、踏絵廃止伺とそれに対する老中指令。三名の唐方商法の据置と踏絵廃止の伺書。

9月22日付の「(日本海軍創業) 伝教蘭人帰国、並び評定所一座始蘭人参府之儀に付評議仕申上、長崎奉行への御達案」。

8月5日から8月27日の水野ら三名のプチャーチン⁽¹⁾応接書が一纏めで到来する。

10月12日「ライスと地所(アメリカ人居留地)の義談判、不結、口上書き残す」。17日に回答。ライスから又書簡⁽²⁾が又出る。

10月18日「昨日ライス出書面和解出来之処、地所之論軍艦渡来之上答可申旨、詰り壺人にて当惑之様子也、依て右は其任に致し置候積り」。ライスは一人で居留地の地所を決めかねていた。

(1) 8月4日ロシアのプチャーチンが長崎に渡来。水野ら3名はイギリス・フランスからの通商の強要があった場合に対処するため大国ロシアと通商を決断しプチャーチンへ交渉を働きかける。

水野らは日米協約も「合考」しロシアとの通商

条約を英米仏に適用させる「根基」(プロトタイプ)の条約と位置づける。「幕外」17-78)

(2) 安政4年のライスから箱館奉行の書簡は現在3通見ることが出来る。日記の12月17・18日の書簡は収録されていない。(3通は「幕外」33巻末・「米國來翰編冊1858・1859」に収録)

(八) 日露追加条約の調印

長崎で貿易調査中の水野らは通商の開港場として長崎に加え日米協約でアメリカ人居留が定められた箱館の開港を決断。ロシアのプチャーチンは本国が領事派遣を決めていた下田の通商開港を要求する。

水野らは日蘭追加条約調印前、長崎の「新地蔵所南手、並浦上村新田地先」の上知を上申。日露追加条約は9月7日調印される。12月ロシア本国は箱館に領事派遣を決定。同じく長崎奉行は最初の外国人居留地に新地蔵所の南手海岸の埋立を命じる。

日蘭・日露追加条約の交付

10月26日「野州表状一名宛、十月二日附」。「和蘭条約附録取交」、条約本書と関係書類「メ壺通九冊壺綴」が到来。

「プチャーチン再渡来(長崎奉行水野ら)三名応接書」。「露西亞と貿易仮条約締結之儀」、日露追加条約と長崎の遊歩規定書など「メ壺通五冊壺綴」⁽¹⁾到来。

「箱館港之儀に付、魯西亞船より差出候書面和解、一冊」⁽²⁾ほか2通。

「堀江町三町目金兵衛地借庄助、松前表に罷り越、切り昆布製法の儀願書」「中濱萬次郎儀、此節箱館表江差遣」。切昆布は後に箱館港の主力輸出品となる。幕府は通商開始にあたり箱館で捕鯨業を興すため、中濱萬次郎を箱館に出張させる。

11月3日「条約済国に渡す(港)捷書の件書付(箱館奉行)三名」。

11月8日「交易之儀に付評議有之」。

11月13日「野州(竹内下野守)表状到

来」。蘭文各五冊袋入横文字、日蘭追加・日露追加、下田の件について領事官(クルチウス)差出書面、ポルトガルの件で領事官差出書面・奉職規画」が到来する。

11月19日 堀利熙が箱館で建造された洋型船の箱館丸で江戸に向かい出帆する。

11月20日 ライスの「銅之員数勘弁いたし受取置き、渡し方可取計い旨」伺書。

10月16日付の「堀田承付御下げ」。牛をアメリカに準じ諸国にも同様に渡す。

「十月二十二日、亜米利加使節登城御目見相済候旨」。ハリスが將軍家定に謁見。

11月26日「備中殿役宅において、亜墨利加使節江御対話書一冊」。10月26日老中堀田の役宅でハリスは「日本の重大事件」を開陳。アメリカ大統領の書簡、將軍謁見時のハリスの口上和解が同時に到来する。

12月17日「牛豚飼付方此方村々申立等格別之御入用に付、御蔵地内六千坪明き地有之に付き、尻沢辺の牧柵小屋とも引移し、豚鶏も此内へ飼方之積り」。輸出用に近隣の村々に養育させていた牛・豚・鶏を市中の御蔵地の牧場に集める。

(1) 8月25日水野らは再渡来した使節プチャーチンと安政元年正月の筒井・川路との約束に従い通商交渉を始める。奉行側は下田の閉鎖を決めており同27日「(条約)大綱は和蘭同様ロシアは商館地がいまだ無い故、少々宛之異同は可有之候」と長崎のロシア居留地設定を述べる。水野らは露・蘭条約双方の草案を提出を提案するが、プチャーチンは本国が領事の下田派遣を決定していると通商の開港場に加える事を求める。奉行側は長崎に領事駐在を勧めるがロシアはあくまで下田駐在を求めた。そのため追加条約第1条で変則的な規定が結ばれる。「幕外」17-114・117・121・184～186・188～190・193～197・201～203)。

長崎で日露追加条約調印日に^{ひょうご}依物役所を移転させ建物を改装しロシアの交易会所(交易場)を設置し輸出入品を扱う。『長崎幕末史料大成「手頭留」3』222頁～242頁)。

日蘭追加条約の「会所」は長崎会所の事で第9条で内外商人の相対取引の「場所」(交易会所)を定める。日露追加条約は『続通信全覽』「魯西亜修好條約追加 長崎締約」に和文、漢文、蘭文和解、露文漢訳と「参照」(和文)4件が収録。

日露追加条約の「会所」は長崎・箱館の交易会所(交易場)を指す。日蘭条約を整理し通貨の交換条項を除きロシア以外の国々も適用できる「根基」の条約とする。漢文は「会所」を「会館」、蘭文和訳と露文漢訳文は和文と同様の「会所」とする。「参照」和文は交易会所を取引の場に徴税機能を兼ねた「運上所」と規定。『幕末御触書集成』の条約はこの和文と同じ物と思われる。幕府はハリスに新条約交渉開始前に日露追加条約を渡す。

(2) この書類1冊は今見ることが出来ない。9月9日下役人がプチャーチに要求した「貿易の為のロシア船の箱館入港は追加条約調印日の10カ月後とする」旨の開港日の覚1通が残される。『続通信全覽』修好門六 235頁・「幕外」17-202)。

(九) 通商開始の布告

安政3年7月長崎在勤目付の永井尚志らは通商開始を前もって布告し人心の安定を図ることを提議していた。4年9月水野ら長崎の3名は通商開始の御触案を上げる。「此度日蘭商法御改相成、魯西亜へも、同様長崎箱館において、商売為相逐、外條約相済候国々も、願次第御差免し可相成筈…御料は御代官、私領は領主地頭より、添簡を以、長崎箱館奉行江差出」と「万石以上以下」の全諸侯の国産品の貿易参加を認める。

26日老中は2つの御触れ案を一座以下へ示し諮問する。一案前段は長崎3名の案と同様であるが後段で武備厳整の励行を命じる。2案は長崎3名の案とほぼ同様である。〔幕外〕17-231・233、18-53～56)

9月貿易開始に付き「諸国廻船」のため大船造立が許可される。〔幕外〕17-261)

10月21日ハリスは登城し將軍に謁見しア

メリカ大統領の親書を捧呈。11月3日幕府は指令を發し長崎・箱館のオランダ・ロシアの通商開始と和親條約国アメリカ・イギリスとの通商の許可を全国に布告する。お触れに諸侯の貿易参加が省かれる。

御触と交易会所・公娼制の遊廓の設置

12月18日「箱館奉行へ 今般長崎表阿蘭陀通商御仕法替相成、向後長崎並箱館兩所において、交易御差許有之、魯西亜も同様之振合に相成候、右に付ては、外條約相済候国々も、追々右之御処置に可相成候間、可被得可意候、右之通相触候間、可被得其意候、尤右に付ては、追々品々取調之義も可有之候間、貿易筋取扱候面々並長崎奉行勿論、下田奉行へも、得と申談取計候様……」。3港同等の対応が指示される。

12月20日「御用所(交易会所)の義、御普請掛り応接掛り申合、地所見分地割等いたし候様申達ス」。18日の御触の到来を受け交易会所地の地割を命じる。

「水車製合薬出来高」。上山(神山)で松五郎が水車を使い火薬を製造する。

通商開始の御触を「市在触書出ス、御固五家にも達ス」。市中・近在と箱館蝦夷地警護の五家ルスイにも廻される。

12月22日「箱館表へ遊女町取建方之義に付相伺候書付 朱書 行き違に伺済戻ル」。

(十) 新条約と諸侯の貿易参加

11月4日幕府は長崎・箱館の通商開始を全国に限なく布告。12月2日堀田は役宅でハリスと会談「新条約」交渉の口火を切る。

堀田は貿易の開始、公使の駐在の許可、下田の替りの新港と3港の開港を約束する。一方ハリスは開港場の増設、交渉委員の全権委任状の提出、ハリスの条約草案による交渉を求める。交渉委員に下田奉行井上清直と目付岩瀬忠震が選任される。

11日の交渉で井上等は貿易は露蘭條約に

扱ふことと下田を閉じ江戸近海の神奈川開港を告げる。「貿易之儀は先年限を定メ、魯蘭へ相許候振相を以、都て取計候積に有之候」と述べ交易会所による貿易を主張する。公使の居住地は「六郷川より神奈川迄内」と告げ居留地は「国々の者、一区々に引分ヶ差置候積」と延べ、出島の様に門番など置かないと説明する。

ハリスは交易会所を「自由之商売には無之、矢張役人立会之交易」と一蹴する。ハリスは草案で雑居を想定していたが居留地設定については拒んでいない。信仰の自由と礼拝所の居留地内建築が草案通りに認められハリスは滞在記で驚きを表している。

翌日の第2回の会談で公使の江戸駐在が決定される。井上らは調印日の延期と公使派遣時期の引き延ばしを求める。ハリスは日本海沿岸2港と江戸・大坂・京都の開港・開市を要求する。

14日委員は条約交渉を「滞府之列侯は不及申、在邑之面々」と、諸侯に諮詢する事述べ、京都・大坂を開く事は困難と断る。

「(貿易で)年々と政府は富み大名(末流)は次第に衰え…政府(御國)之御都合」というハリスの言に委員は「右様権謀に近き処置は不相好候」と幕府と諸侯の共栄を述べハリスにあきれられる。

ハリスは開港場の市場が「三港之人員都合八万計」で「狭隘」であると大都市の開港・開市を求める。それに対し井上らは「既に此程魯蘭へ交易相許し候儀を傳聞、長崎表へ数多之商賣移住いたし候儀に有之候」と反論する。また和親条約調印後下田でも移住願いが多く神奈川を開くと「必大勢引移、忽一大都会を成す」と日蘭・日露両追加条約の長崎の通商開始による現況を延べ、神奈川開港後の発展を強調する。

一方ハリスは新渚開港を要求する。3回の交渉で双方の主張がほぼ出揃う。

15日幕府は在府の万石以上に不時登城を

命じ、ハリスの新条約草案と12月2日の堀田の対話書を示し意見を求める。

委員は翌16日の交渉で江戸と品川の開港を許可し大坂を拒む。その後「此度條約為取替候上は、長崎表の如く、会所役人等立入候儀は無之、都て日本人同士之如く、商賣為致候積」と交易会所の貿易を取り下げる。対してハリスは「只今御沙汰之処は、万国普通之商法に御座候」と応じる。

その後交渉は進展し、品川は水深が浅くハリスは断念、江戸の商民が居住する開市が認められる。12月26日の年内10回の交渉で日米は大筋で合意に達する。

幕閣は12月27日三奉行大目付以下に新春の条約締結を告げ旧体制の大変革を訴える。29日・晦日に在府の諸大名に不時登城を命じ、新春の条約締結と意見の具申を求める。

村垣範正は安政5(1858)年4月15日、本蝦夷地・北蝦夷地廻浦に箱館を出立。箱館丸で北蝦夷地カラフトの南端のシラスシ(白主)に渡り、さらにクシュンコタン(久春古丹)を回り山丹交易の現場を見る。8月23日に一度箱館に戻り9月11日に井伊大老政権下の江戸に戻る。

ハリス提出の条約と貿易章程の蘭文草案の和解全文は「幕外」19巻補遺六・七を参照。(以上「幕外」18-167・172・178・180・189・190・203・220・226、『ハリス日本滞在記 下』)

箱館亀田川河口の交易会所着工

安政5年1月4日「ライス夫人懇望内応相伺い、竹内」。婦人同居が許可される。

1月5日「亀田御用所(交易会所)地所見分」。亀田川河口のアメリカ人居留地の対岸に交易会所の地割を行う。村垣は日記に計画地のスケッチを筆で描く。アメリカ人居留地1万坪(3.3^町)の対岸に地所6千坪(1.98^町)が描かれ中央に1棟大きく会所とある。

1月12日 「異船渡し掟書」。
ハリスからライスへの書簡と日蘭・日露附録条約写が到来する。

1月13日 兩名表状、「御用地所（交易会所地）取極候義、絵図添申遣ス」。

1月14日 牛と豚の飼育のため囲所（牧場）が御蔵地の後ろに設けられる。

1月15日 「交易会所 御普請御用取扱交易掛り」「牧場掛」。初めて正式名称の「交易会所」が日記で使用される。「交易会所御普請御用取扱交易掛」に二名の組頭（副奉行）始め交易掛の役々を任じる。牧場掛も置かれる。主要輸出品に家畜が見込まれている。

1月22日 「和蘭・魯西亜条約本書御下ケ之義申遣ス」。村垣は日蘭日露両追加条約の本書の下付を求める。

「国勢之盛衰、此御一挙ニ定」の達

1月23日 長崎奉行の依頼でライスに捕鯨船の見積を求める。「捕鯨船代金二艘で、六万四千七百六十両」。高額の見積がライスから出される。そこに行き違いに老中から捕鯨船2隻の発注の指令が届く。

「山上茶屋、売女渡世申渡、指図次第異国人へも無差支可差出旨申渡」。開港後の外国人の要求に向け12月上申の「異人揚屋」をもつ遊廓設置に許可がでる。

「巳12月27日、堀田御直渡し、同日承り、下野・織部」。「此度之御変革は、前古御見合も無之儀にて、実に御國勢之盛衰、此御一挙ニ定候事故」。ハリスと新条約交渉が大筋で合意したことを受け、老中堀田より早春の条約調印が予告される。

12月2日の堀田役宅のハリス応接書と「魯西亜条約追加一冊阿蘭陀条約附録一冊」、「條約本紙」が改めて届く。

「異人揚屋」と遊廓

1月26日 「山之上町小宿金蔵宅を休息

（異人揚屋）所に申付、今夕船長並フレイタ同所（に宿泊する）。小宿（問屋）金蔵が仮設の外国人遊廓を運営する。

1月29日 「（交易）会所御普請ニ付、瓦茂辺地へ申付候処、亀田にて焼立之義申立候付、地所引渡候様申遣ス」。交易会所始め五稜郭などで大量に使う予定の瓦の製造所が茂辺地から亀田に移される。

2月2日 「（交易）会所御普請請人之義ニ付、尚又申遣ス」。会所建設工事の請負人が決まらず再度選定の指令を出す。

2月3日 「交易会所地所、尚又間地改、左之杭建ル」。建設予定地に標木が建てられる。日記に左右に「年号二月」と着工月が標された標木のスケッチが描かれる。別紙絵図の分間により再度変更が加えられたことが判る。

2月14日 「交易会所、板倉一棟分瓦、五十八両一分ヨ、六棟分とも、凡見込にて申付ル」。工事は六棟の板倉から始まる。

2月16日 「交易会所附板庫六棟、大工七兵衛積り」。村垣は「取掛り申付ル」。

2月18日 「交易会所瓦六十両前借」。一時的に他の会計からお金が廻される。

交易会所建設の中止

2月24日 「野州、正月二八日御暇相済候旨」。村垣と交代予定の竹内から書簡が到来する。

「去月二日附内状、御用所（交易会所）之儀、先見合候様、い才申来ル」。交易会所建設の中止の内状が正月2日江戸仕立ての定便で届く。後便に遅れ53日目に到来する。

2月26日 「交易会所板蔵取掛候処、見合成候付、御蔵地へ取建之積り」。交易会所の板蔵6棟を市中の御蔵地に建てる。

諸侯の国産品輸出に地所貸渡し

3月2日 「箱館表地所貸渡し候儀ニ付、

奉伺候書付」「是ハ諸家国産品捌方として、
 拝借地願出候ハバ貸渡し候積り」。

12月11日に開始されたハリスとの新条約交渉の対話書の3回分が送られてくる。

3月23日 箱館丸で12日夜品川を出発した竹内が11日目に沖の口役所に着船。

「十二月十六日・十八日、於蕃書調所、井上信濃守・岩瀬肥後守亜米利加使節江対話書二冊」。15日以降の2回分の対話書が到来。

(1) 在府の竹内・堀は2月5日諸侯の国産品の貿易参入を見込み地所の貸渡し何を上げ28日に決裁される。幕府の方針は維持され自由貿易開港前の安政6年5月に長崎奉行は諸侯の国産品扱に五分の課税を指示する。「外国人江売渡又は交易代り物ニ相渡候御国産積荷として引請候品は具数直段等於湊会所(運上所)相糺惣代料之五分外国人より運上取立候間……」(「手頭留」⑩の71)

仮条約調印と「京師大六ヶ敷」

4月15日 蝦夷地廻浦の為箱館を出立。

5月17日 大統領書簡と返簡案、「仮条約刻板之儀」の書類が届く。

江戸の堀より兩名宛内状、4月2日付1通、「京師大六ヶ敷、岩肥中帰り」。仮条約に勅許を得るため老中堀田は京都に出張。随行の岩瀬が報告のため江戸に戻る。

まとめ

幕府の外交政策は通信と通商から論じられている。また日米協約は和親条約の枠内の改善に限られたとするのが一般的説明である。「幕府当事者の思惑のように、オランダ・ロシアとの間に成立した通商規定で、英米両国などの自由貿易の要求を阻止するのは、至難なわざといわなければならない」(『日本開国史』)と幕府の世界の通商への見識不足を指摘するのもこれも又通説となっている。

安政4年の3カ国条約の通商開始は統治

者である幕府が内外の消極派・反対派との合議を経て定められた。幕府はあくまでも時間を必要とするが開国は6年6月まで引き延ばすことができた。

地中海交易の時代から他国で事業を継続的にするため借地権が求められていた。欧米諸国は借地権と自国領事による裁判権を居留の根幹をなす権利として「半未開国」に要求してきた。

長崎の通商でオランダ人と中国人は借家人の立場で日蘭和親条約でクルチウウスは借地権を求めるが安政4年8月の批准時に削除される。借地権は日米協約で初めて与えられたのである。

ハリスの下田駐在開始以来の諸要求で、幕閣が最後まで拒絶したのは借地権であった。既に見たように箱館に渡来したライス持参の証書に貿易など商務のため駐在が書かれていた。ライスは英文の和親条約を持ち駐在を要求した。箱館で貿易が実施されているのが日記から判る

長崎の貿易調査結果まで時間を必要としていた幕府は下田奉行に暫定的な覚書を交わすことを指示したのである。借地権は和親条約の枠外の取り決めであった。

交易会所は長崎会所に埋もれ開国史から見落とされていた。両追加条約に居住規定がなく商館と官舎の「一構の地」が考えられていた。また貿易のための開港は同時に異文化への開国であった。幕府は外国人を日本人の目から引き離そうとし、ハリスと新条約の交渉で雑居を避け一区の居留地の設定を求め教会の建築は認める。居留地に公娼制の遊廓を同様な考えで開いた。

幕府は日本を「郡県の國」でなく「封建の國」としており諸侯の貿易を考慮に入れる。

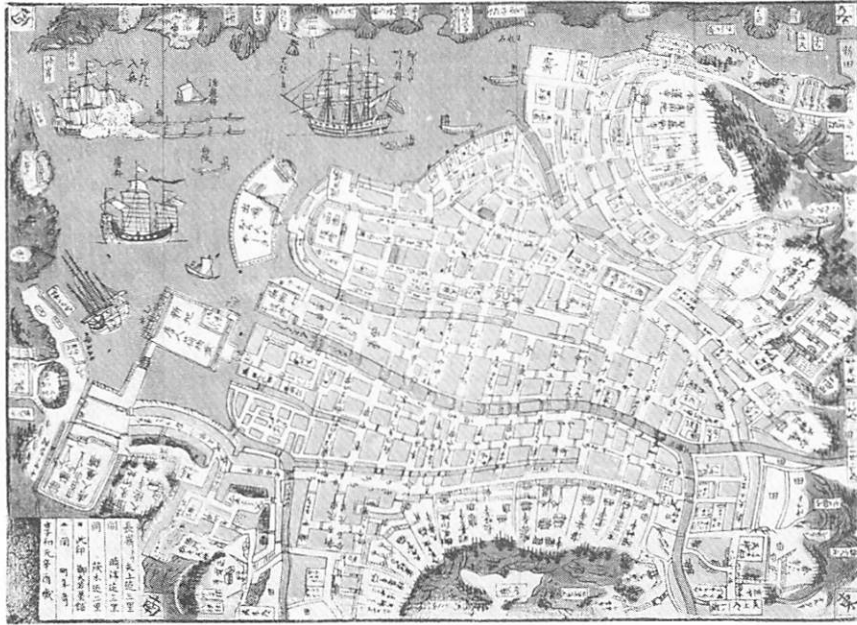
自由貿易以降も長崎・箱館で旧制が温存された。長崎会所の唐方貿易が存続され、会所は開港のための居留地造成などを行

う。箱館の沖の口役所も同じく残され、運上（交易）会所に産物会所を併設する。

日蘭・日露両追加条約の貿易は自由貿易開始まで厳密に守られているのが安政5年の使節団の訪問記などから判る。その為居留地貿易が始まると長崎・箱館で開港前の荷揚品の関税問題が発生する。幕府専売の

俵物を巡る外国商人と長崎・箱館奉行の対立や華僑など条約未済国人問題などの過渡期の外交過程と長崎奉行でもあった水野と箱館奉行経験者の堀と村垣が担う神奈川開港と横浜居留地政策は別の機会に検証したい。

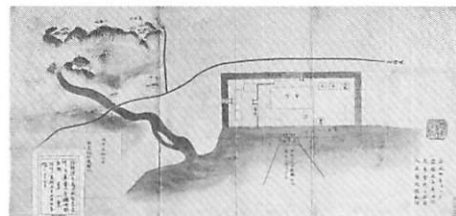
(はこだて外国人居留地研究会)



『新鑄長崎之図』(享和元年・1801) 神戸市立博物館所蔵

長崎古図に幾筋もの川が山手に伸びるのが伺える。二つの御役所はじめ長崎会所・御代官屋敷のほか大名の屋舗と山裾に二列の寺社が描かれる。市中対岸に浦上淵村の稲佐郷が望まれる。港に貿易のオランダ船・唐船が浮かぶ。出島の南手に中国貿易の俵物役所・新地唐人荷物蔵が築出す。荷倉の橋の先の山手に唐人屋舗地があり隣の大徳寺の東手一帯に寄合・丸山の遊廓が南・東に広がる。

安政4年(1857)春、幕府は和親条約国と通商開始を決断し、8月末からオランダ・ロシアと追加条約を結び長崎と翌年6月の箱館開港を定める。貿易商人の相対取引のためオランダとロシアの交易会所(交易場)が出島と俵物役所に開かれる。11月幕府はオランダ・ロシアの通商開始と和親条約国のアメリカ・イギリスとの貿易を全国に隈無く布告する。12月外国人居留地のため新地先から梅が崎の洲付海岸の埋立と箱館の交易会所建設を命じられる。その頃江戸蕃書調所でアメリカの全権ハリスと通信開始と下田の代替港に新港・横浜を掲げて新条約交渉を始める。



『箱館近在亀田村交易会所並亞国人屋舗地』(安政5年2月・1857) 函館市中央図書館所蔵

「酒谷家資料」から読み解く 北前船主チガイヤマサ酒谷家の諸様相

山口 精次

はじめに

市立函館博物館所蔵の「酒谷家資料」は函館のワカイ酒谷家に残されていた、石川県江沼郡橋立村（現石川県加賀市橋立町）チガイ酒谷家の明治から大正、昭和にかけての商売上及び私的（一部ワカイ酒谷家の文書を含む）な文書群である。

チガイ酒谷家は元治元年(1864)チガイマヨ酒谷家から分家。養子で娘婿の酒谷長一郎は明治12年(1879)7月家督を相続。廻船業を引継ぎ明治20年代に金銭貸付業を始め、家業の存続を図った。

大正3年(1914)買積船の収益減少で廻船業を廃業。これ以降金銭貸付業に専念した。

ワカイ酒谷家の4代目酒谷小三郎は橋立村小塩の出身で、チガイマヨ酒谷家の船頭を勤めその後独立して明治15年頃函館西濱町に雑貨店を開業、明治40年(1907)死去した。この時5代目を継ぐ酒谷孝輔が未成年のため、親族、関係者で協議。チガイ酒谷家の長男長作が函館のワカイ酒谷家の後見人として派遣され、酒谷長作は後見人の傍ら函館で店を構えず自家の商売を行った。任期は明治41年1月29日から孝輔が成人に達する大正4年5月までの7年4ヵ月。

この時期チガイ酒谷家は西洋形帆船を2艘所有し、橋立の酒谷長一郎、小福丸船長橋本五作、七浦丸船長三嶋岩松と函館の酒谷長作との間で、書翰・葉書・電報で情報をやりとりし、樺太・カムチャツカから大阪まで船を運航し商品を売買、道内の有力商人や漁業家に貸付ける金銭貸付業も

行った。

チガイ酒谷家の経営展開は既に中西聡氏が加賀市教育委員会所蔵の「酒谷長蔵家文書」等（酒谷長蔵は酒谷長作の長男）から経営の分析をされ、その研究成果を『海の富豪の資本主義 北前船と日本の産業化』（名古屋大学出版会 2009年刊行）としてまとめられ発表されている。

本稿では「酒谷家資料」の酒谷長一郎、橋本五作、三嶋岩松から酒谷長作に宛てた明治41年から大正3年までの商売に関する書翰類を読み解き、酒谷長作を取り巻く様相、廻船業、金銭貸付業の実態を明らかにする。

第1章 酒谷長作を取り巻く様相

1. 後見人に選ばれた酒谷長作

チガイ酒谷家はチガイマヨ酒谷家から分家した家で、ワカイ酒谷家から見て船頭をしていた主家の親類筋に当たる。ワカイ4代目酒谷小三郎は明治40年12月4日に死去。親権者の妻酒谷イヨは財産管理を辞退、酒谷小三郎親族会を結成。親族会は明治41年1月29日同村のチガイ酒谷長作を函館のワカイ酒谷家の後見人に選定し派遣した。親族会員は西原林次郎（函館幸町で米穀店経営）、岡崎半治（酒谷商店支配人）、丹保佐八郎の3氏。

息子の酒谷孝輔は明治41年1月22日満12歳で家督を相続。戸主となり明治41年2月14日小三郎と改名した。

2. チガイ酒谷家の親族関係

酒谷長作は6人兄弟の長男（姉3人、妹

2人)である。⁽³⁾酒谷長一郎は初代久保彦兵衛(5代目小餅屋彦兵衛)家から分家した久保彦蔵の三男で、旧名は由松。明治10年(1877)7月⁽⁴⁾カ⁽⁵⁾イマサ酒谷家の養子となり、明治12年7月家督を相続、戸主となった。最初次女ナヲと結婚したが、ナヲの死去後三女トメと再婚。長一郎が数え27歳で養子に入った時長作は5歳。兄弟の婚家を見ると、四女トクは⁽⁶⁾カ⁽⁷⁾イマサヨウ8代目酒谷長平に嫁ぎ、養女ヌヨは⁽⁸⁾カ⁽⁹⁾イマサヨウ7代目酒谷長兵衛の養女となり⁽¹⁰⁾ケ⁽¹¹⁾タイ増谷平吉と結婚。

長作は6代目久保彦助の妹ツネと結婚している。因みに6代目久保彦助の弟、四男彦十郎は平出家に養子に入った2代目平出喜三郎で、ツネの兄にあたる。⁽¹²⁾カ⁽¹³⁾イマサ酒谷家は橋立の北前船主である本家⁽¹⁴⁾カ⁽¹⁵⁾イマサヨウ酒谷家、婚姻関係の久保彦蔵家、⁽¹⁶⁾キウイ久保彦助家、⁽¹⁷⁾ケ⁽¹⁸⁾タイ増谷平吉家、⁽¹⁹⁾イセ⁽²⁰⁾ハシ平出喜三郎家、⁽²¹⁾キウジ⁽²²⁾ル久保彦兵衛家と姻戚関係を形成しながら橋立で商売をしていた(図1参照)。

3. 酒谷長作の会社役員歴

酒谷長作は函館で合資会社酒谷商店、函館船具合資会社に出資、株式会社函館塩販売所の監査役を務めた。

⁽⁴⁾合資会社酒谷商店は雑貨荒物類を商う5代目酒谷小三郎の店。出資社員は親族と同郷人で占められている。設立は大正8年6月25日。設立時の出資総額は20万円。出資者と出資額の内訳は酒谷小三郎10万円。酒谷イヨ(4代目酒谷小三郎妻、5代目の義母)3万円。酒谷コト(4代目小三郎兄幸四郎妻)2万円。同郷の西原林次郎(函館区幸町で米穀店経営)5千円。同岡崎半治(酒谷商店支配人)1万5千円。同呉比長七(4代目小三郎養子先)1万円。酒谷長作2万円。長作は大正9年9月、3万円を増額して5万円とし、⁽⁵⁾昭和14年6月に持分全部を酒谷小三郎へ譲渡し、退社した。

昭和17年現在出資総額は28万5千円。

⁽⁶⁾函館船具合資会社は船具・漁具を商う会社。出資社員は函館の永野、笹野家など漁業関係者で占められている。明治12年船具売捌所設置、明治15年3月船具売捌会社(仲濱町22番地、株金高3千6百円、株主11人、社長笹野文七)を経て、明治26年6月函館船具合資会社を創立。資本金1万円。

⁽⁷⁾大正5年6月資本金25,000円。この時点の社員は永野弥平、笹野文七、酒谷長一郎、鈴木弥平、加藤藤吉、橋谷甚右衛門の6名で、出資額は不明。⁽⁸⁾大正13年1月酒谷長作の出資額は15,500円。⁽⁹⁾昭和11年12月33,750円(17年3月まで同額)。出資金は長一郎から長作、長蔵(長作の長男)と引継がれた。

⁽¹⁰⁾株式会社函館塩販売所は明治41年1月に食塩を販売する目的で設立された会社である。資本金は15万円で、社長平出喜三郎、専務取締役濱根岸太郎、取締役久保彦助、濱崎治助、監査役新興三郎、酒谷長作である。平出喜三郎と久保彦助は同郷の親類縁者、他は函館の財界人で占められている。⁽¹¹⁾解散は大正3年12月21日。

第2章 カ⁽¹²⁾イマサ酒谷家の廻船業

1. 廻船業の期間と船の様式

⁽¹³⁾カ⁽¹⁴⁾イマサ酒谷家は⁽¹⁵⁾カ⁽¹⁶⁾イマサヨウ7代目酒谷長兵衛の妹サンが橋本宗七(後酒谷長治郎と改名)と結婚。元治元年に分家した家である。同家の廻船業はこの時点から始まり大正3年廃業した。明治40年から小福丸、七浦丸の2艘体制で運航してきた同家は明治43年からは七浦丸1艘になっており、大正3年1月17日付三嶋岩松から酒谷長作宛書翰は「…昨年も九百二十円、本年も三千五百円余り式ケ年利益見テ金四千円ノ損分相成申候」、同1月25日付酒谷長一郎から酒谷長作宛書翰も⁽¹⁷⁾「七浦丸勘定仕候処、一番粕四円九十銭、二番四円七十五銭、利メ六

百九十六円七十九銭九厘、二番損式百廿二円五銭九厘、船雑用卸入用四千〇五拾七円三十一銭、差引三千五百八拾二円五十七銭損失ニ相成候…」と報告。2年間で4,000円余の損失を出し、大正元年9月から翌年5月迄の海難事故による七浦丸の休業も影響して廃業に至っている。

確認出来るチガイヤマサ酒谷家の所有船（表1、図2参照）は明治21年(1888)から大正7年(1918)迄で、西洋形帆船6艘、汽船1艘の合計7艘である。明治21年以前の船名だけ分かる和船は小福丸と正吉丸の2艘だが、この外数艘の和船を所有していたと思われる。廃業は大正3年だが、七浦丸が売却されたのは大正7年である。

⁽¹⁴⁾西洋形帆船は洋式帆船と和船の長所を取り入れたスクーターもどきの「合の子船」である。スクーター型洋式帆船は堅牢だが建造費が高いうえ、操帆に多数の乗組員を必要とし運航費がかかった。

「合の子船」は洋式帆船よりも安価で、税制上の措置や商船規則の規制がゆるく、大正4年以降機帆船に取って替えられるまで国内海運の主役として活躍した。因みに本格的な「合の子船」は文久元年(1861)箱館で建造された豊治丸で、設計と建造はスクーター箱館型を手掛けた続豊治である。

明治42年6月12日付酒谷長一郎から酒谷長作宛書翰は「…七浦丸様樺太江向ケ…」⁽¹⁵⁾、同じく15日付書翰は「小福丸今日カムサツカ行出帆…」⁽¹⁶⁾と報告。西洋形帆船の小福丸と七浦丸は買積をしながら樺太、カムチャツカ、北海道と大阪間を航行した。汽船豊漁丸は機帆船で、日高、青森を主要航路とした運搬船である。

明治21年から大正3年までの運航体制は、明治22年から30年までは3艘、明治30年から34年までは3～4艘、明治34年から40年までは3艘、明治40年から2艘、明治43年から大正3年までは1艘体制となって

いる。

2. 七浦丸と小福丸の運航状況

⁽¹⁷⁾明治41年6月24日付樺太西海岸マウカから酒谷長作宛の書翰を出した七浦丸三嶋岩松は7月24日付書翰で「角嶋（山口県豊北町）迄十二日間登風合申候へ共、角嶋より四日間もかかり申候テ本日着仕候へ共…」と下関着港を伝え、8月3日付尾道からの書翰は「次ニ当方も下関着以来無風ニテ非常ニ日間取…」⁽¹⁸⁾と下関から尾道へ回航、以後11月上旬まで尾道に止まり、11月5日大阪、11月6日多度津へ回航し商売を続け、大阪で船を繋留、船困してこの年の仕事を終えている。

⁽²²⁾7月13日小樽から酒谷長作宛書翰を出した小福丸橋本五作は7月26日書翰、29日付葉書で「本日ヨリ積入ニ着手可仕候、早々積入し出帆致度存念ニ御座候」と焼尻から積荷を知らせ、7月30日付葉書は「陳者去ル廿八日焼尻出帆後ハ逆風且ツ昨日ハ強南風ニテ致方ナク当地へ落船早速架電ニ及之通り風次第出帆可仕候事御承願上候」と小樽へ寄港した事を報告、8月23日書翰は「次ニ本船事モ下ノ関出帆後ハ殆ド無風而已ニテ漸く本日当地へ無事回着仕り…」^(23・24)と尾道着港を伝えている。

以降11月中旬まで尾道を拠点に商売を行い、この後大阪で船を繋留、船困をしてこの年の仕事を終えている。両船は8月下旬から10月下旬まで尾道を中心に2艘体制で商売を行っていた。

3. 廻船による商売の有様

情報の共有は酒谷長一郎、酒谷長作、船長の間で、事細かに行われた。酒谷長一郎から酒谷長作へは売値、売り買い、買値が安い場合の売却か揚置きかの措置、揉め事の指示が出された。

船長から酒谷長作へは寄港地の景況、値動き、他船の売れ行きの報告、売り物の照会、売値と買値の値違いに対する、売値下

げの具申を行っている。

明治41年(1908)7月21日付書翰は⁽²⁷⁾「七浦丸未夕関着無之候東風続キ候如何致候哉、同船の手紙ニハ不実の漁方悪品の由御店買入仁ヲ以小林エ掛ケ合直引何程歟、直立替エ可被成候(中略)貴地モ粕入込し為思之外直段引下ケ買入薄ク候由、七浦丸残り粕ハ元金ナレハ売払一勘定可被成候、木谷買入レ分ハ薄利ナレハ其時之相庭立テ式千匁船当残し置可然ト存候、是モ算当之上御取計可被下候」と利益を考えて七浦丸の悪品粕掴まされは小林へ談判し、値引きして値段を変える事、七浦丸の残り粕は現金支払いなら売払いケリをつける、木谷買入分は薄利ならその時の相場立て2,000匁船の分残すことを指示している。小林とは樺太で漁場経営をしていた小林栄次郎である。

7月27日付書翰は⁽²⁸⁾「併シ尾ノ道モ捌ケ如何四円二十銭位之直頃ト察入候也、品不宜等申来候間成丈売払の積りに候、小福丸粕ハ元高又品相応之物ナレハ損失之庭合ニハ揚ケ置ク見込(中略)七浦丸粕之件小林栄次郎へ掛ケ合之上直立替シテ残金支払可然ト存候」と七浦丸粕品物が良くないと言うが、なるべく売り払うつもり。小福丸粕損失になる場合は売らずに揚げ置く見込み。七浦丸の悪品粕は再度小林栄次郎へ談判して値段を替え、その値引分を支払って貰うよう指示している。

明治41年7月26日付焼尻橋本五作からの書翰は⁽²⁹⁾「今回登船ノ結果夏秋羽堺の事故粕売行如何被案申候、併し跡一航海ハ是非共可仕様に御依頼申上候(中略)当島金子手廻り粕壺万石余小樽矢崎氏一手買約直段ハ私分ヨリ乗拾円高ノ由に候、未ダ当島エハ西野六平氏(塩谷)粕三千石斗り手持買入次第手ばなし之由、全氏申居り粕品ハ大抵並品ニ御座候、全氏直接買スレバ仲買口銭丈ケ格好ニ就キ可申、私ヨリハ今拾円内至廿円位ハ下直買入ニ宜敷事ト存し両隻之内

一隻秋登り御手当買方如何共愚考罷在候、御良考之上若し御希望ニモ御座候はば御主人様ヨリ直接西野氏へ御掛合方全氏トモ話し致置申候間御賢考願上候、全氏ハ当地西野支店ト御掛合被成候はば相分り可申候」ともう一航海したい旨の依頼。西野六平氏粕3,000石斗り手持買入次第手ばなしの話があり、粕は並品で直接買えば仲買口銭格好になり今10円から20円位は安く買入れる事ができる。希望するなら西野氏へ話を通しておくので、直接酒谷長作から交渉するよう具申している。

8月6日付尾道三嶋岩松からの書翰は⁽³⁰⁾「他船粕望人在之候得共、一向不売殆ト困却仕候、ヒロトル内保ノ分者五十本、百八十本ヲ忠海ニテ四一、尾道三八八ニ売却アト揚置仕候、是も乾燥キカイ分ト交アリ砂ハ元より在之候へ共、乾燥者相応ニ御座候、何分精々直下被下度候」と売れずに困っているので、粕の売値を下げてくれるよう具申している。

8月23日付尾道橋本五作からの書翰は⁽³¹⁾「…早速電報ニテ御案内申上候通り小林ト食塩ト両家へ掛合中ニ御座候、過日下ノ関へ橋立御主人様(酒谷長一郎)ヨリノ御下命ニハ尾道向ケ直段四五〇ヨリ安クバ揚置セヨトノ御事ニテ目下ノ商姿ハ殆ト肥料界ハ休業同様閑散ノ有様ナレバ迎も御指直ハ面倒カト存じ居申候(中略)万一不売ニテ揚置スルトスレバ多度津ハ昨年ノ如キハ秋肥サツパリ不売ノ由ニ付キ之レモ一考ノ余地可有之カ共愚考罷在候、若し仲荷揚置ノコトニ相成り候節ハ御主人様分ハ如何致し候テ宣布候哉、此愚紙着次第電報ニテ御返事御下命被成下度其内精々現金売商談相進メ電照可仕候(中略)下リハ如何致シタルモノニ候哉、塩ハ御覧知之如く到底買積ハ引合不申石炭運賃ノ如キモ過日下ノ関ニテ辻万七氏引合ノ御話ニ依レバ若狭行壺万斤拾円ノ由、左スレバ船艙仲荷手取式百円内

外ヨリ取レ不申且ツ日数モ相掛り秋後レノ患モ有之事一層ノコトバラス積貴地直行仕申又ハ当地讃岐坂出辺ニテ白麦三四百石モ積入レ直行可仕申右御下命被成下度奉希上候」と七浦丸悪品粕の小林との談判は橋本五作が行い、酒谷長一郎からの尾道向け値段安ければ揚置の下命に対して肥料界は休業同様閑散で売値の指定は面倒なこと、売らずに揚置くことは再考が必要で塩は買積は取引がなく、石炭運賃は若狭行1万斤拾円では下りはどうしたらよいか、いっその事バラス積して函館へ直行するか等と思ひ悩み、指示を仰いでいる。

明治41年8月28日付尾道橋本五作からの書翰は「昨日架電御案内申上候通り仲荷ハ橋立御主人様（酒谷長一郎）ノ御指直ハ四円四十銭ヨリ安クバ揚置セ右直印ニテ売レル丈ケ売払ヘトの御下命に候處、迎も右直段ニテハ引受不申交渉ニ交渉ヲ重ね候結果が漸ク式百本丈ケ直四円十跡揚置ヨリ致方無之旨右ニテ大々勉強出精直段ト申居り兎角御指直ヨリハ非常之差違には候ヘトモ一応電報ニテ御問合せ申候ヘトモ御返事無之如何ト存じ居候處、御紙面にて四四ヨリ安価ナレバ揚置セヨトノ御事（食塩六歩、小林四歩割合ニテ）ニテ本日ヨリ揚荷着手仕候處、生憎降雨致来り候間中止仕り候、晴レ次第揚荷可致候ニ付右御承引被成下度候」と仲荷は酒谷長一郎の売値の指定である4円40銭では引き受け手はない。交渉を重ねて200本だけ4円10銭で売払。あとは4円40銭より安値なら揚置せよとの事なので、晴れ次第揚荷物に着手すると命令に従っている。

また「下りモ運賃物ハ貴地直行ハ無之若松ヨリ敦賀行炭一万斤拾円也申来り居り併し安賃にハ候ヘトモ最早秋季ニモ相向ヒ候事故敦賀カ舞鶴カ他ノ良港相撰ヒ積入申度考へに御座候」と下りの運賃物はなく、若松から敦賀行きの1万斤10円の炭は安賃だ

が敦賀か舞鶴か他の良港を選び積入の考えであると、窮状を訴えている。

同10月25日付尾道橋本五作からの書翰は「陳者昨昆布見本揚ケ候處、非常之安価を称へ大ニ閉口仕候、乍併御地モ其後余程下落之由又目今ノ人気ハ独り肥料並ニ昆布而已ニ不抱万事下落一方ニテ其不況ナル事只々驚クノ外無之何れノ船モ右様之仕末ニ付キ時季待致居り昆布之如キハ一日ト下落之姿に候間、本日不得止三島氏トモ種々協義之上ニテ取極メ来年一月限り直印八百九十円ニ御取計手打仕候ヘトモ生憎本日降雨致来候為メ渡荷出来不申、晴天次第渡荷可仕候、渡荷之都合ニテフケ沢山ナルトキハ多少損分ニ可相成何トカ損失を免れ度存居申候、右御了承被遊度候、実ニ御主人様（酒谷長作）之御予言之如く不人気にハ誠ニ以而閉口頓首罷在候、メ粕モ最早売時期に逼迫しなから実ニ閑散之有様ニテ各船モ見本トシテ五十俵百俵ずつ陸揚有之候ヘトモ未ダ出来品ハ聞及び不申、先づ今日ノ処ニテハ私モ見本揚ケ候トテ迎モ相当相庭にハ売行覚束無く昨日ヨリ又々各船競ふて見本陸揚致居り候コト故、仲買人ハ元ヨリ出委セなる安価を称へ居ル有様に御座候、七浦丸様ニモ過日多度津へ御出張被成候ヘトモ何地も同様之由、乍併兩隻共当地滞船ハ夏揚置品モ有之コトニ付キ七浦丸様ニハ多度津へ種々交渉中ニ御座候、国御主人様ヨリモ七浦丸多度津引合之件御下命ニ相成申候、私ハ今三四日時季見計ノ上見本陸揚仕り度存念に御座候間、右御承引被遊度候、新物揚置粕ハ本日品位及欠目等相当り可申考へに御座候」と肥料や昆布に限らず全ての値段が下落し、大変な不況である。メ粕も仕事仕舞の時期が来ているのに閑散の様子で、売れ行きは疑わしく仲買人はデタラメな安値を言っていると、窮状を訴えている。

11月6日付多度津三嶋岩松からの書翰は「次ニ当方も尾道も御聞之通り各船今ハ五

十本式百本成財直ニ売投之様二月迎も私等ハ売事相成不申、二艘同品積テ一所居候トモ不利考小生ハ三十一日回船仕候へ共、尾道より一層不況、尤も秋肥之売所ニテハ無之所故本年之如キ尚実先月十六日来津トモハ三ノ一仕切二月切四一二ヤト揚置申候へ共、国元ニハ夏以来強キニテ見合申候、今日も三ノ一仕切二月切四一五アト揚置は申上候へ共、未ダ返事無之榮法丸等ハ尾道ニテ小売成行売五百本残り此地回船之由、何分大豆粕下直ニハ殆ト困却仕候、迎も此姿ニテも本年ハ不売損分も不免候事存候テ互ニ心痛仕候」と多度津も尾道も投げ売りの様相で売ることが出来ない。2艘体制で同じ品を積んで一個所に居てもうまく行かない。大豆粕の値下がりには困却、損は免れないと訴えている。

4. 船の繋留地

小福丸、七浦丸は冬期間大阪南部にある木津川支流の三軒家川に繋留し船囲いをした。その様子は明治41年11月3日付酒谷長一郎から酒谷長作宛書翰に「七浦丸モ川入致候テ折昆布三百把斗十三銭売払鯨粕モ引合中四円二十銭位相庭ニテ積囲イ船中ハ十日間ニテ手仕舞之由…」、同11月26日付浜左美三嶋岩松から酒谷長作宛の書翰は「船中ハ廿二日仕舞帰宅為致私も本日帰宅仕候(中略)小福丸様も船中ハ本日帰宅スル事ニ御座候」、同11月21日付大阪橋本五作から酒谷長作宛の書翰は「…積囲に致候方可然トノ御事ニテ三嶋岩松氏共相談の上弥々当地に於テ積囲ノ事ニ決心(中略)本船本日当河へ乗収メ申候間、荷物積俵の船之事故船番二人置キ残り船員ハ四五日中ニハ手仕舞、帰国致スコトニ致居申候」、さらに同11月24日付大阪橋本五作から酒谷長作宛の書翰は「…次に当方本船義も本日ヲ以テ仕舞仕事等も戻付き申勘定仕り候テ明日ハ帰宅之都合に御座候、船番兩名置キ申候」とあり、この年七浦丸は10月下旬か11月上

旬に三軒家川に入り、折昆布や鯨粕を売払い、捌けない荷物は積囲し船員は11月22日に手仕舞して帰宅させ三嶋岩松も11月26日帰宅している。小福丸は11月21日三軒家川に入り、三嶋岩松と相談の上七浦丸同様積囲に決定し、盗難防止のため船番2人を置き給金を払い、残りの船員は25日に帰宅させている。仕事仕舞は毎年この時期に行われている。繋留地の三軒家川は最大幅200メートル、長さ800メートル程の池の形をした場所で、大小の船は水深で定繋場所が決まっており、約400艘程が繋留できた。書翰には橋立帰郷の交通手段は書かれていないが、明治20年以前は大阪、橋立間は船と徒歩で往復。明治20年敦賀、米原間の鉄道が開通。明治22年東海道本線全線が開通し、明治22年以降敦賀までは橋立から船か徒歩、敦賀から大阪までは鉄道の利用が可能になった。明治30年には敦賀から小松まで鉄道が開通し、大聖寺から大阪まで鉄道の利用が可能になっている。

5. 船舶保険

船の運航に海難事故はつきもの。船の保険には航海上の沈没、衝突、火災、盗難などの事故によって生ずる船舶損害を填補する船舶保険や海上運送中の滅失、破損などによる積荷の損害を填補する積荷保険がある。が、⁽³⁵⁾ヤマ酒谷家の所有船は船舶保険や積荷保険に加入していたと思われるが、「酒谷家資料」には汽船豊漁丸の船舶保険に関する資料だけが残されている。

汽船豊漁丸(表1、図2参照)の船舶保険は購入時の明治33年10月からの1カ年。⁽³⁹⁾帝国海上保険株式会社の保険料は船体・機関・船具金を含む価額17,000円に対して715円。全損填補担保は11,000円。明治34年10月から明治37年10月までの資料は見当たらず、明治37年10月から明治40年10月までの各1カ年。日本海上運送火災保険株式会社の保険料は船体等の価額20,000円に対して

最初の2年間は1,155円、後は1,190円。全損填補担保は14,000円となっている。

6. 賃貸による貸船

チガイヤマサ酒谷家は自家の運航だけでなく貸船もしている。明治42年5月20日には露国カムチャツカ西海岸キシカ南6露里の漁場まで、往復一航海を漁業増川三郎と賃料は2,230円で契約。明治43年5月10日には露国カムチャツカ西海岸イーチンスキー第15号漁場まで、往復一航海を海産商飯田信三と賃料は1,800円で契約。

増川三郎との契約では船員航海中の食料、漁場で船員が漁夫同様の労働に従事する間は増川三郎の負担とすることが決められている。飯田信三との契約では賃借期間中乗組員の食料、官衙に関する費用、噸税は飯田信三の負担とすることが決められている。船員の往復航とも貨物の積卸、漁場で漁夫同様の労働を為す手当は飯田信三の負担とされた。増川三郎との違いは官衙に関する費用と噸税が飯田信三の負担になっている事である。

7. 小福丸の売却

小福丸の売却話は明治41年11月10日付尾道橋本五作から酒谷長作宛書翰に初めて出てくる。「本船玉修膳之事ニ就而モ未ダ国表御主人様（酒谷長一郎）ヨリハ何等御下命ニ接し不申汚水の入ル事ハ満船塩足位ナレバ一昼夜ニ一尺ハ来り申候ヘトモ（中略）航海中ハ二時間毎に嚴敷除水致シイツモ三寸位ハ取切レ不申候様之事ニテ（中略）一年目毎ニ多大之修膳費ヲ要シ誠ニ申兼候義にハ御座候ヘトモ到底此俣之乗出しハ危険之事ニ被存候、宜敷御相談御下命願上候」、続いて同11月16日付尾道橋本五作から酒谷長作宛の書翰は「船玉作事之義モ国御主人様ヨリノ御下命ニテハ二三百円位の修膳ニテアカ止メ位ニシテ乗出し出来レバ夫レテヨシ又大金掛ケ修膳ハ不引合の事故売船ニスルヨリ外致方無之トノ御事にて…」とあ

り、売却話の発端は船の修繕費と関係があった事が分かる。1年程して明治42年10月6日付酒谷長一郎から酒谷長作宛の書翰は「…同船買人見込何程迄ニ売行可申候哉金六千円位迄ニ売渡し度心得ニハ候得共錨綱不足ニテよき望人如何ト察入候、買方人氣ニテ見込ヨリ安クトモ引合可被下候」と希望売値価格まで出てきて、さらに値下げも考慮に入れている。この後1年程買手がつかず経過、明治43年11月10日売買仮契約が成立し、小福丸は函館の石塚弥太郎へ付属具付総価格4,900円で売渡される事が確定した。仮契約証の支払条件は内金1,000円で、調印と同時に残額3,900円を支払うことになっている。登記料と登記に要する費用は石塚弥太郎の負担になっている。

8. 七浦丸の海難事故

七浦丸は大正元年(1912)9月10日隠岐の西郷を出帆、17日鯉ヶ沢港に着船停泊中のところ23日午後11時頃台風(47)に遭い錨綱を切断、激浪に翻弄され大字田中町海岸に座礁した。警察官、水難救済会員、消防隊の救助により損害もなく、乗組員全員は24日午前1時現場を引上げた。

第一報の至急電報「タイフ子フッ子キケン」(48)(台風、船々、危険)が鯉ヶ沢局から函館局に入ったのは23日午後7時18分。西濱町の酒谷長作に届いたのは午後8時頃と思われる。

9月24日鯉ヶ沢三嶋岩松から酒谷長作宛の書翰は「本日も架電ノ通り酔ハ五十個除キ皆上荷済バラス程入居候所、昨朝より東風強ク少々ナキ吹故ニメートル(メートル)ハ十一ヶ年此方ナキ故ニ本船自行テ錨綱ヤリ注意候所代シ風より少地ニ回り候へば風ト波トハシタイニ曳候方棒杭綱切テ夫より中錨上り段々陸地近候間人命助如何心配候所不計幸ニシテ砂濱トアサ(遠浅)へ上り横船故ニ仕事六ヶ敷(中略)小道具ト包板損ジ候へ共、船体ハ各別ナキ事候間、マキ

ドク（巻道具）手配御照会申上候…」と現況報告と引卸作業に必要な器械取寄せの要請をしている。

翌25日鰺ヶ沢到着の橋本五作から酒谷長作宛の書翰は「本船の上げ居る濱は当鰺ヶ沢の田中町三ツ谷濱と申する處にて当浅之濱に御座候、本船は高波の為現状は濱海岸に寄付き居り候へトモ其沖方二三間の處にても二三尺より無之三十間位沖合に無之ては五六尺も相立ち不申候由、依て引卸すにも特種之作業を可要すと存じ候、何れ右に対する道具等は三嶋氏の前架電にて御手配被下候事と存候、何より専門的の智識を要する事故一日も早く松田助八氏の如き人と之れに供ふ道具との御仕向を待入申候（中略）本船道具は綱は全部切断も為致候へトモ錨は全部取レ不申其他品は夫々陸上ゲ保管致居り船体は御存じの通り丈夫故今分の處何事も無之汚水などは一雫も無之と申すも過言に無之由、本船其俣に有之候に付き今度差たる大時化無之限りは大丈夫見込充分に候間、右御承引被成下候願上候（中略）何分七浦丸は見込充分有之候間、早々専門家及引卸道具の着を待居申候次第に御座候」と正確な現況報告と専門家の招請を建言している。

二つの書翰と東奥日報から、海難の状況と救助方法をまとめると次のようになる。積荷は既に陸揚し、保管を終え損害はなく、乗組員は全員無事。七浦丸は遠浅で砂浜の海岸に吹き寄せられ横倒。船体に汚水はなく、綱は全部切断され、錨は一部取れている状態である。七浦丸の位置から沖合2、3間（3.6～5.5m）の所で、水深は2、3尺（60～90cm）。沖合30間（55m）位でなければ、水深は5、6尺（1.5～1.8m）にならない。七浦丸の喫水は空船で1.8m位あるので、水深1.8m以上の沖合に引卸さなければ海面に浮出する事は出来ない。この状況で救助方法が函館と鰺ヶ沢の間で検討され救助

が開始される。大正元年9月30日付東奥日報は「24日激浪の為め大字田中町海濱へ砂州深く擱坐せし帆走船七浦丸には函館より器械を取寄せ27日より引卸作業に着手し居れるが洋中に浮出するには5日間を要する見込なり」と樂觀しているが、作業は順調に行かず、10月7日付東奥日報は「此程函館より船主来鰺六十噸巻のキリン（人力で重い物体を支持又は揚起する螺旋応用の道具）二基にて昼夜兼行引下し作業に従事なるも該個所は遠浅なれば其進行捗々しからず殊に期節柄天候に支障がちなるを以て一層の困難を見るべきか彼是作業も年内には結了せざるべく、さすれば一先陸上に巻上げ越年の後明春早々引下し廻航するに至るべしといふ」と報じ、結局陸上に巻上げて越年。

翌大正2年5月31日付鰺ヶ沢三嶋岩松から酒谷長作宛書翰は「陳ハ本船も過日以来遠浅ニ据居り候テ西村氏初一同心配致し先便ニモ申上候通り善宝寺様へ汐貫願ニ金五十円即納致し候へ共、中々卸船ニ西村氏も心配相成小生招キテ善宝寺様へ汐貫事ヲ相談ニ相成候間、小生も可成バ御願ハ見合度候へ共、セツナサノ神願事諺同様賛成シテ御願申候へ共、本日迄ハ其効も無之如何存候、依而皆々様相談之上田町長作ヲ代参ニ昨日出發致し候所、本日朝ヨリ少々循も有之又善宝寺様ヨリ五十円受取ニ御守種々着仕候、中々浮ス面倒之ナル事存心配居り候、案外本日朝三尺計動キ候テ人夫ニ艘下ヲ掘シ三十分ニ一度位ツツマキテ三間計ヲキ出所へ御札来り候間、御祈祷札ヲ海中ニシズマシ候所、尚々早ク浮出候間、卸タルハ多分四時頃カト存候」とあり、沖合の洋上に浮出したのは5月31日午後4時頃だった。

汐貫は満潮時に海面が高くなる状態を、善宝寺の靈験あらたかなる御利益で出現出来るという海の信仰。この当時既に日本の各港の干満表は出来ており、善宝寺はこれ

を利用していたと思われる。

9. 漁場を貸していた酒谷長作

山田竹次郎は明治13年から15年まで樺太東海岸ナイブツで漁場を経営、のち西海岸へ移って経営を続けた樺太漁場家である。漁業のほか、明治30年7月設立の巴座(株)、明治33年5月設立の函館運送(株)の社長も歴任している。

山田竹次郎が樺太西海岸トマリボ(漁業番号187)の漁業権を取得したのは明治40年10月22日である。明治43年1月から44年5月までは酒谷長作が漁業権者になっているが、実際の漁場経営は山田竹次郎が行っていた。

明治42年12月6日付船場町鎌重函館支店鎌田文助から酒谷長作宛の書翰は「干時今回山田竹次郎之頼合ニ寄リトマリボ漁場漁業経営資本ヲ桂久蔵氏ト下拙兩名ニテ出金スルコトニ相成候ニ就而者四拾参年度貸場所賃貳阡円及漁業料ニ対シテ者連帯保証公正証書作製之義も承諾致候ニ付御懸合なり山田氏ト相談御取極メ被成下置奉懇願候為念鳥渡内意申上候」とあり、漁場経営資金は桂と鎌田が出金する事に決まり、就いては明治43年度の貸場所賃2,000円と漁業料支払いに対して連帯保証公正証書作成の件も承諾しているので、山田と相談、取決めをして欲しいというお願いである。

同12月9日付山田竹次郎から酒谷長作宛の書翰には「昨日は万々御配慮相蒙り難有奉謝候、就而ハ別紙申請書式差上申上候間、お手数様ながら至急御被渡いたし被成下度奉願上候」と山田が申請書式を酒谷長作に送り、記載後急ぎ送り返すようお願いしている。樺太建網漁業水産組合連合会からの漁業料支払いの請求書翰もあり、酒谷長作は漁場の漁業料を支払い、山田は経営資本を桂と鎌田にだしてもらい、漁場使用の貸場所賃2,000円を酒谷長作に払って、漁場経営をしていたのである。

漁場権利買受の話は大正3年2月2日付の酒谷長一郎から酒谷長作宛の書翰にも⁽⁵⁶⁾「大井ヨリカムサッカ漁場権利買受ノ一条御申越ニ付…」とあるが、これは利益が取れないと判断し、断念している。

第3章 金銭貸付業に関して

1. 継続貸付の事例

チガイヤマサ酒谷家の金銭貸付業は酒谷長一郎が明治12年(1879)家督を相続、北前船経営の収益が減少し始めた明治20年代頃、それまで蓄えた資金を元手に始めたと思われる。ここでは小樽藤山要吉への継続貸付を取上げる。書翰は酒谷長一郎から酒谷長作宛のもので、藤山からの書翰はその旨を記す。明治42年(1909)8月17日付の書翰では⁽⁵⁷⁾「陳ハ小樽藤山要吉氏ヨリ十三日発ニテ十一月期日之金廻り相付候間、一先償還仕度義申参り候間如何可仕候哉、先方儘成ル仁之事ナレハ重テ利下ケシテ申込置キ候歟、頼之通ニテ取立可申哉、西谷庄八氏モ今月末ニ小樽エ参り候咄ニ候間、利子三銭位迄下ケテ明年秋迄貸付之相談咄し可致哉、此状之右ハ返答被下候テ猶十一月期限迄之処、先方へ貴様ヨリ依頼致置ク様御取計ニテ夫ニテモ返済スル致候ハバ致方無之義ナレトモ利子安クハ又咄シ付ク事歟ト察入候也、何分他の利子安キ為大金之事故、利子ハ申不来候得共其義ニ無之哉ト察入候間、御書状之上御取計可被下候」とあり、貸金額は書かれていないが藤山の期日前返金に対して、明年秋迄の継続貸付の働き掛けを書状で行うよう要望している。この働き掛けは効を奏し、同9月28日付の書翰では⁽⁵⁸⁾「藤山要吉氏後壱ヶ年壱割之利息(日歩2銭7厘4毛)ニテ相定メ候由承知仕候、安クトモ三銭歩ハ張込可被下事ト西谷氏エ依頼致置候之成行致方無之候」と日歩3銭の目論見は外れたが、長作が交渉した1割の利息を了承している。前の利息は次の同10月6

日付書翰から⁽⁵⁹⁾「小樽藤山要吉氏本証念書入置候間、新証作成スルニシテモ十一月三十日迄三錢五厘（年利12.775%）ノ利子西谷氏迄請求シテ見ル事…」と3錢5厘だった事が分かる。藤山は廻船業、海産物委託売買肥料販売業、漁業経営をしていた人で、土地開拓事業にも取組み、本道随一の富豪と言われた。西谷庄八は橋立村出身で、小樽で西谷回漕店を経営していた。⁽⁶⁰⁾酒谷家はこのような商人に金を貸し、西谷は藤山との間で仲介役をしていたと思われる。

1年後の様子は明治43年8月28日付の書翰から⁽⁶¹⁾「陳ハ藤山要吉氏継続之義書状仕置、猶ホ西谷氏一昨日発足御地立寄之趣キ同人エ其事申置キ候間、猶後一ヶ年も継続ナレハ三錢日歩迄引下ケ可申咄シ込申置候」と日歩3錢での再継続を要望していた事が分かる。同9月9日付の書翰では⁽⁶¹⁾「…猶少し安利ナレハ又壹ヶ年継続之文意ニ候間、貴殿ヨリ引合シテ日歩貳錢六厘召テ九朱半之年利迄五十円安位ニテ御掛ケ合致候テハ如何ニ候哉、信用之事極儘成仁ト見受テ御掛合可被成下候、夫ヨリ安クハ貴地エ御受取之方如何ニ候哉、トモ角前利年一割ニ頼込シテ見テハ如何ニ候哉」とし、さらに同9月22日付の書翰では⁽⁶²⁾「藤山要吉氏後一ヶ年継続可致候様前状之通利子年九朱五厘迄ニテ御引合可然御取計如何ニ候哉」と年1割の頼みを引込め年9分5厘で交渉するよう念を押している。

これ迄の経過を整理すると、最初の貸付日や貸付金額は不詳だが、書翰に出てくる最初の利息は年利12.775%（日歩3錢5厘）。次に1年継続には日歩3錢（年利10.95%）を希望するが、結果は年利10%（日歩2錢7厘4毛）。翌明治43年11月30日迄の再継続利息は日歩3錢（年利10.95%）を期待するが、年利9分5厘（日歩2錢6厘3糸）迄下げて交渉。これに対し、同10

月4日付の藤山からの書翰では⁽⁶³⁾「過日御用立願置候金円、今回御償還申上度存念にて過般御都合御伺ひ申上候處、御右用の為め延期方差支無之由にて引続き御用立を願上度候も何分現今の金融状態にも有之候間、五厘方引下げとの御書面に付き、尚色々考慮候處、御折角の事にも御座候間、今五厘方御引下げを願上度、九分なれば引合可申次第に付き延期方御願申上度考えに御座候に付き、今一度御願慮被成下度候、毎度勝手のみ申上げ恐縮此事に御座候」と9分5厘の提案に対し、年利9分ならば延期すると返答。結局藤山の要求は通るが、明治44年10月6日付の藤山からの書翰では⁽⁶⁴⁾「陳者本日八日限り壹万円也借用返済期日ノ分期日電信為替ヲ以テ函館貴店へ御送金仕度候間、御受取の上ハ兼而差入置候證書御返戻被下度願上候、御都合にて御本店へ送金可仕候様ナレバ直々伝言及送先明細書一報ニ預り度願上候」とあり貸付返済は終了。ここで初めて1万円の貸付金であった事が判明した。明治43年10月4日付の藤山からの書翰にある、脅し文句とも取れる「…九分なれば引合可申次第に付き…」はさり気ない掛合の気迫を感じる。明治41年から43年までの利息の合計は3,177円50銭である。

2. 資金の運用

回収した貸付金や利息は大聖寺、大阪、函館等の銀行利息を睨みながら、高い利息の銀行にまとまった金額を預金。明治41年9月29日付酒谷長一郎から酒谷長作宛の書翰は⁽⁶⁵⁾「貴地手元金多額集り御聞合当今ハ大阪銀行モ定キ四分七厘余ニ望取申候由、併シ貴地ニモ大蔵省證券壹錢三厘之報告ニ承り居候間、貳三万円斗其方へ廻り買入シテハ如何ニ候、十月中に定キ廻期モ有之事ニ付貴地案事候へハ大阪エ貳三万円廻し置方モ可然ト存候、段々利上ケ歟ト察入候、公債も安クナリ日本銀行モ貳厘上ケ之趣キ承

り候也」と定期預けにするか大蔵省証券を
購入するかを思案し、公債も安くなり銀行
の利息も段々上がりそうなので、大阪へ2、
3万円廻すよう指示し、同11月2日付の書
翰は「浪速銀行西支店定期金継続ノ義種々
掛合仕候へ共、当方分之申込ニ応じ不申六
ヶ月間ナレバ⁽⁶⁶⁾（四分三厘ヨリ）以上支店長
モ出テ参り種々断仕候へ共、六ヶ敷候、不
止得ズ三ヶ月間四分五厘トシテ継続仕置
候、利子ハ小口簿へ入金仕置候也、山口銀
行が今分ニテハ一番安ク矢張四分式厘位迄
より六ヶ敷旨申居候也、住友銀行ハ此節金
ノ入用デ有之候が本日引合仕候處、四分三
厘迄勉強之旨、過日モ本家ニハ住友銀行四
分三厘ニテ継続之由候也、昨日三菱銀行本
家より預金期限ニ付談判ニ参り候間丈ノ結
果後便ニ御報告仕候也」と各銀行の利息状
況を報告、同11月3日付の書翰は「先日大
阪送り金貳万円ハ住友年五分迄、浪速銀行
五分壹厘ニテ六ヶ月定キ預ケ候、八十四（銀
行）ハ五分式厘ニテ継続致候、跡高利之見
込ニ付小口大阪ニハ貳万円余爰元壹万三千
円有之候」と各銀行に預けた結果を知らせ
ている。

この外、債券は勸業債券、北海道鉄道公
債、大蔵省証券、大阪電鉄市債などがある。
株券は(株)函館塩販売所、大阪電灯(株)、大阪
製綿(株)、本出汽船(株)、函館汽船(株)、函館船
渠(株)、函館馬車鉄道(株)などがある。出資先
は合資会社酒谷商店、函館船具合資会社な
どで、債券や株の購入、会社出資で配当を
得ている。

3. 催促と取立

貸付金の返済や利息の支払い等は約束通
りにならない場合が多く、常に催促や取立
てが行われている。明治41年9月29日付酒
谷長一郎から酒谷長作宛の書翰は「西谷庄
八利子請求書入置本金モ請求ナレハ跡ヨリ
手形送り可申上候也、廣谷順吉氏取立困難
之由重テ此方ト申立請求可被成候、谷治平

年部モ一時金請求三十五年年限モ無之間、
田畑エ請求スル事、久保秀一氏エモ年部今
年迄受取ル事吉野由右門其後如何之成行ニ
候哉、是又捨置候而ハ他人ニ本宅被取候間
請求スル事、岩崎岩次郎商業中ハ四銭日歩
勘定不得営業税払候事ニ付是迄ナレハ本
金取立ル事…」と催促や取立請求の指示が
出されている。

4. 所得税決定額と所得税

廻船、金銭貸付、その他稼いだ個々の収
益は不詳だが、「酒谷家資料」に所得税に
関する書翰が残されている。明治43年8月
25日付酒谷長一郎から酒谷長作宛の書翰は
「今年ハ所得税書届ケ八千円計の処、木村
ノ五万円、四月二日ヨリト本六千円、山
中馬車四千円、貴地地所七十八円ト増連テ
壹万千貳百五十八円通知書ニ候」とこの年
所得税決定通知書は11,258円となってい
る。明治45年の所得決定額は不詳だが、直接
国税は1,153円62銭（地租額8円38銭、所
得税額472円48銭、営業税額672円76銭）で
ある。大正3年の直接国税は1,150円余と
なっている。この事から、明治43年から大
正3年までの所得税決定額は11,500円前
後、直接国税は1,150円前後と推定される。
因みに大聖寺税務署が5代目酒谷小三郎に
出した第三種所得決定額通知書の明治45
年・大正元年分は12,836円、大正2年分は
13,500円となっており、家業の規模はワ
カイ酒谷家と同程度だったと思われる。大正3
年に廻船業を廃業し、金銭貸付業だけにな
り、酒谷長一郎から酒谷長作に代替わりし
たあとの昭和12年4月現在の財産は150万
円から200万円、年収は3万から5万円と
なっている。

5. 函館の土地所有

チガイヤマサ酒谷家の函館に於ける土地所有
は、明治26年から昭和15年迄の土地台帳
によって確認出来る。

当時は現在のような住宅地、商業地の区

別はない。地目は宅地、官用地、学校敷地、畑、山林、墓地等となっている。官用地には荷揚場、税関・通信省・警察、官舎などが含まれる。

土地の価格は地位等級公定価格で表示されている。明治26年から明治42年までは1等地が最高値で坪11円。最低値は41等地で坪4銭。明治44年からは逆に最高値は110等地で坪50円。最低値は1等地で坪1円。明治44年から土地の価格は急激に値上がりした。

明治36年までの弁天町14乙は8等地で坪5円。西濱町13は6等地で坪6円40銭。西濱町14は5等地で坪7円20銭。天神町15は18等地で1円25銭。いずれも地目は宅地。この4筆の所有権は明治36年12月本家カイヤマヨウ酒谷長平に移転。明治41年天神町15を除く3筆は酒谷長平から田端半七へ移転。天神町15は2筆に分割され、15の1は桐田達淳へ移転。15の2は道路敷地になっている。

明治36年記載の西濱町28甲の3、28丙の2は2等地で坪10円。いずれも地目は宅地。明治44年8月永野弥三吉へ所有権が移転。明治40年に取得した蓬莱町126の1、127、128の1は12等地で坪3円。128甲は10等地で坪4円。この4筆は大正12年酒谷長一郎が亡くなると酒谷長作に引継がれた。大正4年まで蓬莱町の4筆は58等地で坪5円になっている（表2参照）。

明治26年から明治44年までの函館に於ける土地価格を見ると、大町は1等地から8等地まであり、1、2等地が多い。東濱町は1等地から7等地まで、末広町は1等地から9等地まであり、両町とも1等地が多い。仲濱町は2等地から6等地、西濱町は2等地から12等地、弁天町は1番地（22等地）を除き2等地から13等地、船場町は5等地から10等地、幸町は6等地から9等地となっている。

これらの地区は相馬哲平、平出喜三郎、西出孫左衛門、杉浦嘉七、太刀川善吉、柳田藤吉などの所有地が多く、酒谷長一郎は立地条件の良い土地を所持していた。

明治41年7月21日付酒谷長一郎から酒谷長作宛の書翰に⁽⁷⁴⁾「蓬莱町の地所区の買上ケ未タ處定不付歟、何程の区之見込候哉」と函館区の土地買上方針はまだ決まっていないか、買上見込の時期は何時頃か長作に問い合わせ、一年後の明治42年7月10日付の書翰では⁽⁷⁵⁾「蓬莱町地所売哉貸ス哉被成候、地租モ掛ル事故永久持チ候ヘハ貸地ニ可被成候也」と地租も掛かるので早く売却するか貸すか、どちらかにするよう長作へ指示している。取得の理由は不明だが、取得後は売却か貸地の方針であった事が分かる。蓬莱町の3筆は昭和15年迄に売却されている。

おわりに

市立函館博物館所蔵の「酒谷家資料」に残された酒谷長作宛の書翰類から、長作を取り巻く人間関係や商活動、カイヤマ酒谷家の廻船業・金銭貸付業などに関する諸様相を明らかにした。

酒谷長作はカイヤマヨウ酒谷家から分家したカイヤマ酒谷家の長男である。長作は直接姻戚関係のない、カイヤマヨウ酒谷家から独立したワカイ酒谷家の後見人に選出されて経営に携わったことや、橋立出身者などが設立した会社の役員を勤め、北前船主との繋がりも明らかにできた。

廻船業については、所有する2艘の船長からの書翰類を読み解き、船主と船長との間でやり取りされた商品売買の具体的な内容、その他所有船の売却や海難事故の対処方法も明らかにできた。

金銭貸付業については、橋立に在住する義兄酒谷長一郎からの書翰類を読み解き、回収した貸付金や貸付金の利息、債券の配

当金の運用方法について、長作と情報交換を行いながら利潤を得ていた様子を明らかにできた。

チガイヤマサ酒谷家は北前船主として廻船業を行いつつ、合わせて金銭貸付業も商活動の中心に置いていた。廻船業は利潤の減少などから明治末期頃から規模を縮小し、大正3年に廃業した。廃業後の所得税額を見てみると、大きく落ち込むことはなく、金銭貸付業への業務移行が順調に行われていたことが分かる。

中西氏は橋立に残された「酒谷長蔵家文書」の帳簿類からチガイヤマサ酒谷家の商業活動を分析され、北海道産物の買積経営を中心とした廻船業の実態と、廻船業撤退後は銀行預金や有価証券の投資による資産運用を図った経営展開を、具体的な数字で明らかにされている。

本稿では「酒谷家資料」の書翰類からチガイヤマサ酒谷家の商業活動の様相を明らかにした。

両資料は共にチガイヤマサ酒谷家に関するもので、今後さらに帳簿分析および書翰類の分析を進め、お互いの資料を付き合わせることによって、北前船主の経営の実態が明らかになるものと思われる。

執筆にあたっては市立函館博物館学芸員保科智治氏に発表の機会とご助言をいただいた。感謝申し上げたい。

<註>

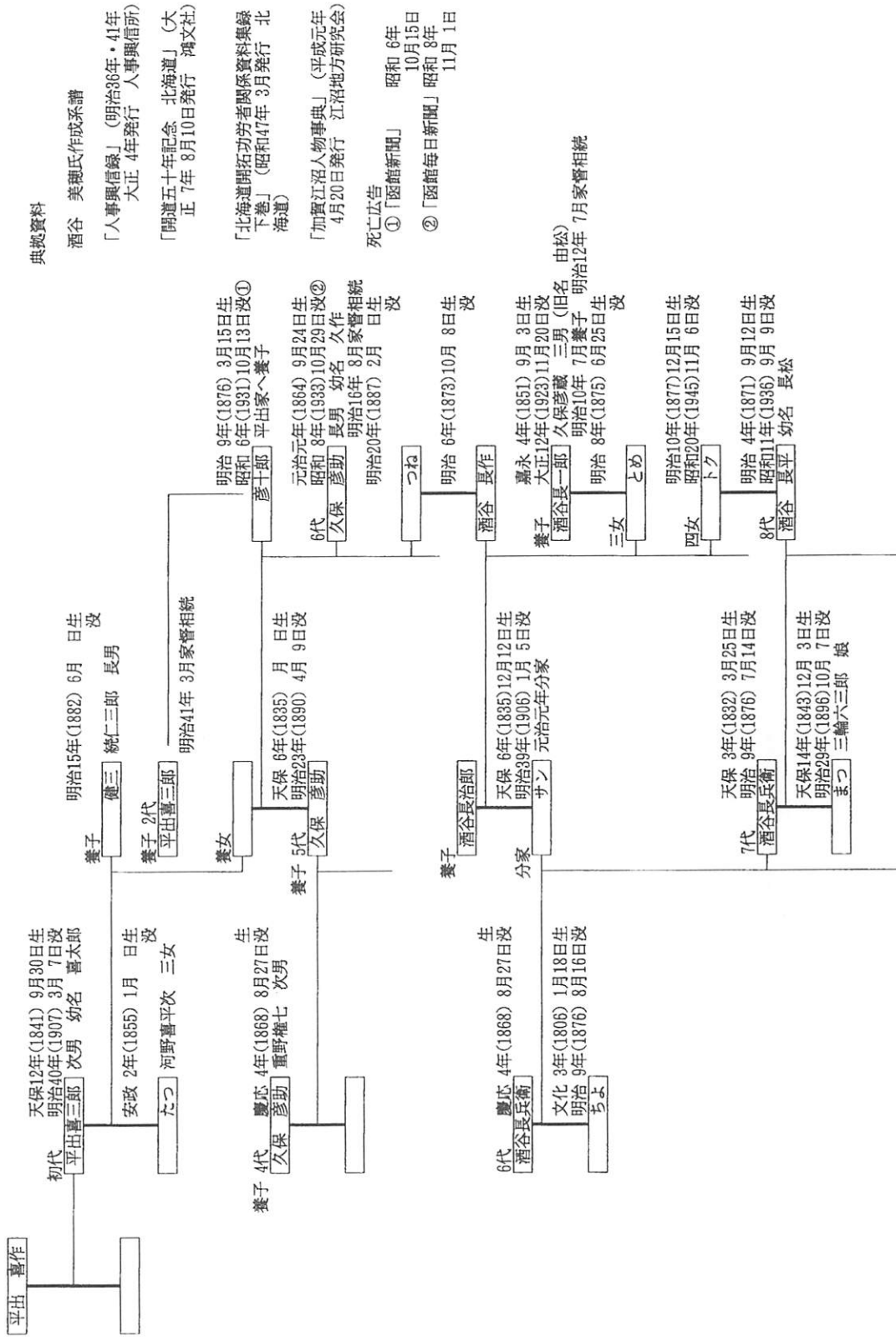
- (1) 「大聖寺区裁判所の決定書謄本（酒谷孝輔親族会員選定書類）」（「酒谷家資料」0036）以下「酒谷家資料」については資料番号のみを記す
- (2) 「戸籍謄本」（市立函館博物館蔵「酒谷家関係書類等」資料番号15-71 収納番号941）
- (3) 『人事興信録』（大正4年1月10日 人事興信所）
- (4) 「商業登記公告」（「函館毎日新聞」大正8年7月3日）
- (5) 「商業登記公告」（「函館新聞」昭和14年10月23日）
- (6) 『道南会社組合要録』（昭和17年3月12日 帝國興信所函館支所）
- (7) 『北海道銀行会社大商店辞書』（大正5年6月20日 同編纂事務所）
- (8) 「商業登記公告」（「函館日日新聞」大正13年1月17日）
- (9) 「商業登記広告」（「函館新聞」昭和12年5月6日）
- (10) 「函館区会社表」（「函館日日新聞」明治43年4月22日、「第2回決算報告」（「函館日日新聞」明治42年1月15日）
- (11) 「商業登記公告」（「函館新聞」大正3年12月25日）
- (12) 「書翰（下船の件）」（0984）
- (13) 「書翰（七浦丸損益勘定の報告等）」（0985）
- (14) 『日本大百科全書』（昭和63年11月1日 小学館）、『日本の船 和船編』（平成10年3月10日 財団法人日本海事科学振興財団 船の科学館）
- (15) 「書翰（七浦丸樺太江向け出港手配、粕買付の打合せの件）」（0214）
- (16) 「書翰（小福丸カムチャツカ向け出帆通知、七浦丸商取引打合せの件）」（0216）
- (17) 「書翰（積入の報告）」（0067）
- (18) 「書翰（商況報告）」（0092）
- (19) 「書翰（商況の報告と帆待の件）」（0107）
- (20) 「書翰（七浦丸状況報告）」（0157）
- (21) 「書翰（商況状況の案内）」（0158）
- (22) 「書翰（商売関係報告）」（0083）
- (23) 「書翰（呉比長七へ送金依頼、粕売買の件等）」（0095）
- (24) 「ハガキ（出帆見合わせの件）」（0099）
- (25) 「ハガキ（粕購入の件）」（0103）
- (26) 「書翰（仲荷揚置の指示、依頼）」（0117）
- (27) 「書翰（小福丸の安否、函館銀行株等の件）」（0089）
- (28) 「書翰（近況報告および商売状況報告）」（0098）
- (29) (23) と同じ

- (30)「書翰（値下げ掛合の依頼）」(0108)
- (31) (26) と同じ
- (32)「書翰（売値指示に対する現況報告）」(0121)
- (33)「書翰（価格下落報告と船修理の指図依頼）」(0145)
- (34) (21) と同じ
- (35)「書翰（七浦丸の樺太粕の売買の件等）」(0154)
- (36)「書翰（息子の暇願）」(0168)
- (37)「書翰（船囲報告と切出額承諾願い）」(0163)
- (38)「書翰（仕事仕舞と御主人様分切出の報告）」(0165)
- (39)「船舶保険証券（汽船豊漁丸144トン55）」(0006)、
「船舶保険証券（汽船豊漁丸147トン55木造）」(0013)、
「船舶保険関係書類（汽船豊漁丸）」(0014)、
「船舶保険証券（汽船豊漁丸147トン55木造）」(0022)
- (40)「帆船賃貸契約証書正本（帆船小福丸1艘の賃貸契約書）」(0323)
- (41)「帆船賃貸借契約証書謄本（小福丸）」(0321)
- (42)「書翰（景況不振報告と修膳指図の催促）」(0160)
- (43)「書翰（船舶修繕の指示願い）」(0161)
- (44)「書翰（事業連絡）」(0274)
- (45)「帆船売買仮契約証（帆走船小福丸総屯数161屯28）」(0484)
- (46)「ハガキ（着船報告）」(0697)
- (47)「東奥日報」大正元年9月26日
- (48)「電報」(0699)
- (49)「書翰（七浦丸座礁の件）」(0705)
- (50)「書翰（七浦丸遭難現状報告）」(0709)
- (51)「東奥日報」大正元年9月30日
- (52)「東奥日報」大正元年10月7日
- (53)「書翰（座礁に関する報告）」(0848)
- (54)「書翰（トマリボ漁場経営資本出金の件）」(0310)
- (55)「書翰（申請書式差上の件）」(0312)
- (56)「書翰（カムチャツカ漁場権利買受の件）」(0991)
- (57)「書翰（借入金償還の対応と地震の報告）」(0249)
- (58)「書翰（拓殖銀行、八十四銀行預金の件）」(0268)
- (59) (44) と同じ
- (60)「書翰（貸金および利息の報告と船具会社配当の問い合わせ）」(0400)
- (61)「書翰（大阪電灯株の件等）」(0417)
- (62)「書翰（増谷平太郎妻死去、伊予鉄道株式会社購入支払の件等）」(0430)
- (63)「書翰（借金返済方法の件）」(0450)
- (64)「書翰（借入金返済の件）」(0594)
- (65)「書翰（近況報告および商売状況報告）」(0135)
- (66)「書翰（不動産抵当、貸金返済の件）」(0153)
- (67) (35) と同じ
- (68) (65) と同じ
- (69)「書翰（東海道筋水害の件、函館不景気の件等）」(0396)
- (70)『加賀市史』通史編下巻（昭和54年10月30日加賀市）
- (71) (3) と同じ
- (72)「所得額決定通知書類」(0905)
- (73)「帝国信用録」（昭和12年4月1日 株式会社帝国興信所）
- (74) (27) と同じ
- (75)「書翰（粕売払指示と公債配当の問）」(0227)

(古文書調査講座参加者)

チガイヤマサ酒谷家 関連系譜

< 図 1 >

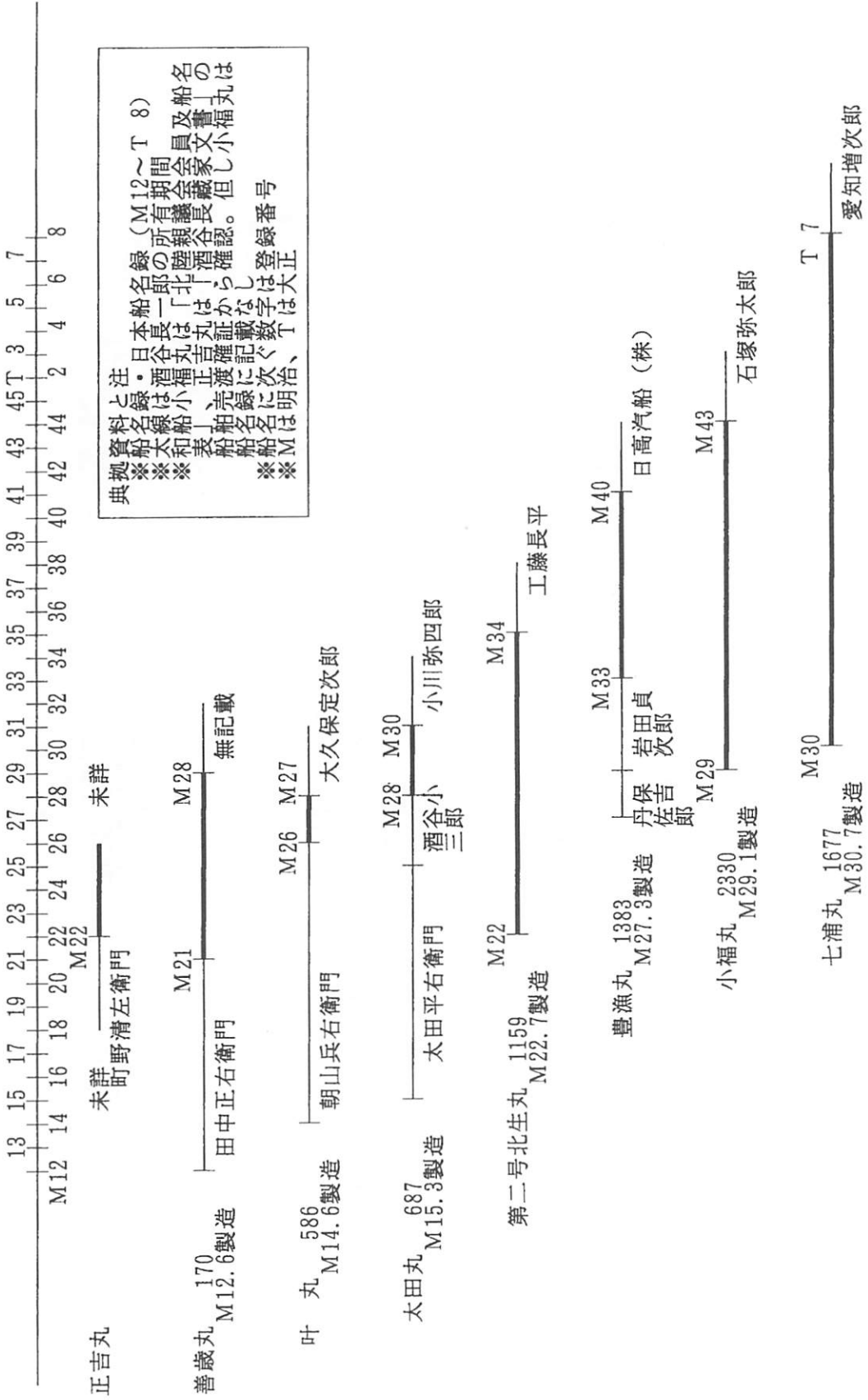


典拠資料

- 酒谷 美穂氏作成系譜
- 「人事興信録」(明治36年・41年
大正 4年発行 人事興信所)
- 「開道五十年記念 北海道」(大
正 7年 8月10日発行 博文社)
- 「北海道開拓功労者関係資料集録
下巻」(昭和47年 3月発行 北
海道)
- 「加賀江沼人物事典」(平成元年
4月20日発行 江沼地方研究会)
- 死亡公告 昭和 6年
10月15日
①「函館新聞」 昭和 8年
11月 1日
②「函館毎日新聞」

< 図 2 >

船の所有期間



<表 1>

本船番号	1383	汽 船
信号符号	H J T P	
船 名	豊漁丸	
船 質	木	
航 路	近海	
網具装置	スクーナー	
推進器	暗車	
甲 板	2	
曲尺 (呎)	長	106.00(32.12)
	幅	15.50(4.70)
	深	11.70(3.55)
喫 空	5.0(1.52)	
水 載	7.0(2.12)	
製造地名	群馬国西成郡 難波村大字西側	
製造年月	明治27年 3月	
造船工場	三原萬之助	
定 繋 港	渡島国 函館	
総噸数	144.45	
登簿噸数	89.56	
機 関	連成 冷気	
氣 数	2	
筒 経	12 24	
行 長	14	
汽 鐘 気 圧	95	
公 称 馬 力	24	

西 洋 形 帆 船			日 本 形 船			
本船番号	170	586	687	1159	2330	1677
信号符号	HCFD	HDNP	HDWG	HGVQ	HNSR	HLCG
船 名	善歳丸	叶 丸	太田丸	第二号北生丸	小福丸	七浦丸
船 質	木	木	木	木	木	木
航 路	内国	内国	内国	内国	近海	近海
網具装置	スクーナー	スクーナー	ブリガンタ イン	スクーナー	スクーナー	トップスル スクーナー
櫓 (帆柱)	2	2	2			
甲 板	1	1	1	1	1	1
曲尺 (呎)	長	73.30(22.21)	79.80(24.18)	80.15(24.29)	88.50(26.82)	83.00(25.15)
	幅	19.55(5.92)	18.35(5.56)	17.20(5.21)	18.80(5.70)	22.00(6.67)
	深	9.27(2.81)	9.50(2.88)	9.25(2.80)	8.18(2.48)	10.44(3.16)
喫 空	6.5(1.97)	5.5(1.67)	5.0(1.52)	5.0(1.52)	5.8(1.76)	6.0(1.82)
水 載	8.0(2.42)	8.5(2.58)	7.0(2.12)	未詳	未詳	9.0(2.73)
製造地名	渡島国 函館	渡島国 函館 真砂町	伊勢国 大湊	胆振国 室蘭	土佐国豊岡郡 三里村字種崎	大阪市南区難波
製造年月	明治12年 6月	明治14年 6月	明治15年 3月	明治22年 7月	明治29年 1月	明治30年 7月
造船工場	島野市郎治	続 春吉	入梅六右衛門	齋木 佐吉	平田弥太郎	三原實之助
定 繋 港	渡島国 函館	渡島国 函館	渡島国 函館	渡島国 函館	渡島国 函館	渡島国 函館
総噸数	103.96	103.72	102.89	94.48	161.28	138.46
登簿噸数	97.73	97.50	96.72	88.81	151.60	130.15

※典拠資料
 『日本船名録 (明治14年~大正 8年)』 (通信省、帝国海事協会)
 『加賀市史 資料編第 4巻』 「酒谷家蔵家文書」 船舶完備証 (昭和53年 3月31日発行 加賀市)

※用語解説
 信号符号 = 國際的な基準に依り、船の所属する主管庁の船舶原簿に登録される7桁の信号文字。出入港の場合に
 旗施で掲揚または発光・旗施信号で他船を呼び出す際に用いる。定繋港 = 船舶の船籍があり、一定の港に停泊し、
 定港 (港) として船舶所有者の住所に定めた場所を指す。総噸数 = 船舶の総容積を噸に表した数値。登簿噸数 = 総噸
 定港 (港) から機関室や乗組員用の部屋などを除いた貨物や旅客の積載容積。カクナ = 2~6本のマストをもち、それに縦帆を装
 備した帆船。トッパスクーナー = 2本マストのスクーナーで、前方マストに縦帆を裝備した帆船。カクナ = 2本マストの船で、前方
 マストに横帆を、後マストに縦帆を裝備した帆船。暗車 = 船のカクナ・トッパマストの旧称。

※参考文献
 『和英和船船用語辞典』 『日本國語大辞典』 『広辞苑』 など

<表 2>

所有地の変遷 (函館)

※天神町15の 2 52.45坪は道路敷地 ※登記 田端 半七 明治41年 2月13日
 弁天町14乙、西濱町13、西濱町14
 ※蓬萊町の大正13年と昭和15年の土地は昭和 6年 9月の町名、地番大整理と昭和 9年大火後の区画整理で比較出来ない 酒谷小三郎 明治38年12月11日
 弁天町35の 1、西濱町35
 酒谷長一郎 明治40年11月21日
 蓬萊町 126の 1、127、128甲、128の 1

明治26年 7月 北海巴港之宝庫				明治29年 6月 函館宅地持主調			明治36年12月 地所所有主明細鑑		
地番	坪数	所有者	地番	坪数	所有者	地番	坪数	所有者	
弁天町14乙	102.54	酒谷長一郎	弁天町14乙	102.54	酒谷長一郎	弁天町14乙	102.54	酒谷 長平	
西濱町13	16.10	酒谷長一郎	西濱町13	16.10	酒谷長一郎	西濱町13	16.10	酒谷 長平	
西濱町14	28.13	酒谷長一郎	西濱町14	28.13	酒谷長一郎	西濱町14	28.13	酒谷 長平	
天神町15	80.33	酒谷長一郎	天神町15	80.33	酒谷長一郎	天神町15	80.33	酒谷 長平	
						西濱町28甲の 3	89.48	酒谷長一郎	
						西濱町28丙の 2	9.53	酒谷長一郎	
						弁天町30甲の 2	37.96	酒谷小三郎	
						弁天町30乙の 2	22.43	酒谷小三郎	

明治42年 6月 観霧/函館土地明細台帳				明治44年 8月 観霧/函館市街土地明細鑑			大正 4年10月 函館土地台帳		
地番	坪数	所有者	地番	坪数	所有者	地番	坪数	所有者	
弁天町14乙	102.54	田端 半七	弁天町14乙	102.54	田端 半七	弁天町14乙		田端 半七	
西濱町13	16.10	田端 半七	西濱町13	16.10	田端 半七	西濱町13		田端 半七	
西濱町14	28.13	田端 半七	西濱町14	28.13	田端 半七	西濱町14		田端 半七	
天神町15の 1	27.88	桐田 達淳							
西濱町28甲の 3	89.48	酒谷長一郎	西濱町28甲の 3	89.48	永野弥三吉				
西濱町28丙の 2	9.53	酒谷長一郎	西濱町28丙の 2	9.53	永野弥三吉				
弁天町30甲の 2	37.96	酒谷小三郎	弁天町30甲の 2	37.96	酒谷小三郎	弁天町30甲の 2	37.96	酒谷小三郎	
弁天町30乙の 2	22.43	酒谷小三郎	弁天町30乙の 2	22.43	酒谷小三郎	弁天町30乙の 2	22.43	酒谷小三郎	
弁天町35の 1	170.37	酒谷小三郎	弁天町35の 1	170.37	酒谷小三郎	弁天町35の 1	170.37	酒谷小三郎	
西濱町35	31.22	酒谷小三郎	西濱町35	31.22	酒谷小三郎	西濱町35	31.22	酒谷小三郎	
蓬萊町 126の 1	1.56	酒谷長一郎	蓬萊町 126の 1	1.56	酒谷長一郎	蓬萊町 126の 1	1.56	酒谷長一郎	
蓬萊町 127	27.12	酒谷長一郎	蓬萊町 127	27.12	酒谷長一郎	蓬萊町 127	27.12	酒谷長一郎	
蓬萊町 128甲	85.58	酒谷長一郎	蓬萊町 128甲	85.58	酒谷長一郎	蓬萊町 128甲	85.58	酒谷長一郎	
蓬萊町 128の 1	9.63	酒谷長一郎	蓬萊町 128の 1	9.63	酒谷長一郎	蓬萊町 128の 1	9.63	酒谷長一郎	

大正13年 7月 最新/函館市街土地台帳				昭和15年10月 函館市土地台帳		
地番	坪数	所有者	地番	坪数	所有者	
弁天町30甲の 2	37.96	酒谷小三郎	弁天町30甲の 2	37.96	酒谷小三郎	
弁天町30乙の 2	22.43	酒谷小三郎	弁天町30乙の 2	22.43	酒谷小三郎	
弁天町35の 1	170.37	酒谷小三郎	弁天町35の 1	170.37	酒谷小三郎	
西濱町35	31.22	酒谷小三郎	西濱町35	31.22	酒谷小三郎	
蓬萊町 126の 1	1.56	酒谷 長作	鮫川町 212の 1	0.218	酒谷小三郎	
蓬萊町 127	27.12	酒谷 長作	鮫川町 214	127.00	酒谷商店	
蓬萊町 128甲	85.58	酒谷 長作				
蓬萊町 128の 1	9.63	酒谷 長作	蓬萊町18の 7	94.69	酒谷 長作	

函館市古武井熔鋳炉跡地で発見された ニホンジネズミ *Crocidura dsinezumi* について

佐藤 理夫・市川 秀雄

ニホンジネズミ *Crocidura dsinezumi* は、頭胴長60~80mm、尾長40~55mmのモグラの仲間で食虫目トガリネズミ科ジネズミ属に属する小型の哺乳類である。阿部ら(2008)によれば、「ほぼ日本列島全域に分布し、低地から低山帯の水辺、草地、低木林などにすみ、日本の西部や南部では比較的生息数が多く、北海道では非常に少ない。」ことが知られている。さらに、北海道産のものは大型であることが知られている(阿部ら、2008)。



写真1 ニホンジネズミ
Crocidura dsinezumi

2009年6月10日13:40頃、函館市恵山地区の高岱町にある古武井熔鋳炉跡地で発見されたトガリネズミ類は、ニホンジネズミ(HUNHM* No61406)であることが判明した。さらに、函館市においては、過去に本種の記録はなく、初めての記録となるため、ここに報告する(写真1)。

本種の外部形態と計測値は全長:120mm、尾長:57mm、頭胴長:63mm、前足(爪を含

まない)7.4mm、後足長(爪を含まない):13.2mm、耳長:7.5mm、体重:9g、胎児数:左右のおなかに各3子を有した(胎児の大きさは最大で3.2×2.7mm)。



写真2 ニホンジネズミとエゾトガリネズミ
Sorex caecutiens

本個体は140mm以下、尾長90mm以下のトガリネズミに似た動物であるが、頭胴長は60~80mm、尾長は40~56mmとニホンジネズミの計測値の範囲内にある(今泉・小原、1966;阿部、1986)。また、ニホンジネズミの頭骨部の歯の特徴は、歯の先端がトガリネズミのように赤くならず白色で、歯式を見ると、上顎と下顎がそれぞれ門歯3本・犬歯1本・前臼歯1本・後臼歯3本、門歯1本・犬歯1本・前臼歯1本・後臼歯3本で合計28本になる(阿部、1986)。ちなみに、エゾトガリネズミの歯式は、それぞれ門歯3本・犬歯1本・前臼歯3本・後臼歯3本、門歯1本・犬歯1本・前臼歯1本・後臼歯3本で、合計32本となり(阿部、1986)、明らかにニホンジネズミとは異なる。さら

に同定の鍵となる「耳介は毛の外に突出し、尾は基部が太く、先細りとなり、短毛のほかに少数の長毛がまばらに生える」（阿部ら、2008）という点で当個体はニホンジネズミの特徴を有した。

本種は「おもに春に繁殖するが秋にも一部が繁殖、寿命は1年余であることが知られており、昆虫、クモ、ミミズなどの小動物を食べ、1産1～6子が普通である。」（阿部ら、2008）ことから、今回確認された個体は春の繁殖で、6子を産もうとしていたのであろう。

本属の日本産の分布は、本種の他に「奄美大島、徳之島、伊江島にワタセジネズミ *C. horsfieldi*、対馬には大陸系のコジネズミの亜種チョウセンコジネズミ *C. suaveolens shantungensis*」が知られており、また「奄美大島にすむ大型のオリイジネズミ *C. orii* は本種の亜種とする説もあるほど、本種は南方で大型化する傾向がある。」（阿部ら、2008）とされる。

発見の経過は、当館の佐藤智雄・大矢京右の両学芸員が博物館講座の下見のために現地を訪れたところ、エゾトガリネズミと本種を発見し、当館に持ち帰ってきたものである。（写真2）。

古武井熔鋳炉とは、『恵山町史』（恵山町史編纂室、2007）および『函館市史 通説編第1巻』（函館市史編纂室、1980）によると、「1855（安政2）年蝦夷地開拓の触書が出され、各地で金・銀・銅・鉄などの鋳山調査が行われる中、蝦夷地巡検（後の箱館奉行）の堀利熙、村垣正範がこの地の周辺には砂鉄が豊富に産出することから、武田斐三郎に命じて築造された熔鋳炉および反射炉であるが、反射炉は経費の関係から取り止めとなり、熔鋳炉も1863（文久3）年の暴風雨で破壊された。」とある。



写真3 北海道指定史跡『古武井熔鋳炉跡』の石碑

この跡地は昭和43（1967）年3月17日付北海道指定史跡『古武井熔鋳炉跡』に指定された（写真3）。

当跡地周辺部はエゾイタヤやミズナラ群落の低木林とトドマツの植林地に囲まれている。当該地は定期的に草刈りがなされ、草地化していることが多い（写真4）。

北海道に生息するニホンジネズミは、本州北部からの移入種と言われ（阿部ら、2008；北海道、2004）、遺伝的にも同一の個体群に属する可能性が高いとされる（Ohdachi et al., 2004）。しかし、「北海道産のものは大型である」ことは、本種が「南方で大型化する傾向がある。」ことと矛盾するように思われるが、生息域が地上性であるニホンジネズミは「比較的小形で生活圏がよく似たのエゾトガリネズミと競合しないよう、体形を大型化した」（阿部、私信）と考えられる。実際、本種を比較的良好な条件下で飼育した場合、簡単に大型化する傾向にあった（阿部、私信）。

「当跡地周辺部はエゾイタヤやミズナラ群落の低木林とトドマツの植林地に囲まれている〈史跡〉である」ため、定期的に草刈りがなされ、草地化していることが多い(写真4)。ニホンジネズミが生息する環境は、「低地から低山帯の水辺、草地、低木林などに」すむことから、当該地が本種の生息条件に合致していたものと思われる。



写真4 北海道指定史跡『古武井熔鉱炉跡』

本報をまとめるにあたり、阿部永氏には同定と資料提供、助言をいただいた。ここに記して、厚くお礼を申し上げる。

(市立函館博物館・北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園・博物館)

典拠・引用文献

阿部 永 (1986) ジネズミ, 日本大百科全集 11, 小学館, 106-107.
 阿部 永ら (2008) 日本の哺乳類 (改訂2版), 東海大学出版会, P14.
 今泉吉典・小原秀雄 (1966) ジネズミ, 世界哺乳類図説 [食中目・皮翼目], 新思潮社, 201-203.
 恵山町史編纂室 (2007) 恵山町史, 恵山町.
 Ohdachi et al. (2004) Molecular phylogenetics of *Crocidura* shrews (Insectivora) in East and Central Asia. *J Mammal.* 85, 396-403.
 門崎允昭ら (2002) コウボクシュシビチャリ川沿いの標高320m 付近で捕獲した *Crocidura dsinezumi*, 森林野生動物研究会誌No.28.
 門崎允昭ら (2003) コウボクシュシビチャリ川沿いの標高320mから470m間で捕獲した *Crocidura dsinezumi*, 森林野生動物研究会誌No.29.
 小宮輝之 (2002) フィールドガイド 12 日本の哺乳類, 株式会社学習研究社
 函館市史編纂室 (1980) 函館市史 通説編第1巻, 函館市.
 北海道 (2001) 北海道の希少野生生物, 北海道レッドデータブック.
 北海道 (2004) HOKKAIDO BLUE LIST, 北海道外来種データベース.
http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-kskky/alien/bluelist/bluelist_top

※ 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園・博物館

HUNHM No.	小分類	標本群	標本名	標本名備考	採集日	採集地	Locality Code	採集者	計測値	備考	受入メモ	管理者メモ
51633	皮/全身骨格	阿部永標本	ニホンジネズミ	雄	1965.10.23	北海道 札幌市藻岩山	6441-4227	藤巻裕蔵				
55038	FS/頭骨	阿部永標本	ニホンジネズミ	雄	1976.08.06	北海道 知内町瀬の里河岸段丘						
55295	FS/頭骨	阿部永標本	ニホンジネズミ	雄	1986.08.05	北海道 島牧村治川上流大平山登山口 alt120m	6340-7059					
55296	FS/全身骨格	阿部永標本	ニホンジネズミ	雄	1986.08.07	北海道 島牧村治川上流大平山登山口 alt120m						
55796	FS/頭骨	阿部永標本	ニホンジネズミ	雄	1991.10.28	北海道 札幌市豊平区羊ヶ丘森林総合研究所見本園	6441-3391					
58773	液浸(全身):毛脱落(emなし)	阿部永標本	ニホンジネズミ		1995.04.22	北海道 三笠市桂沢湖付近	6442-6091	信田照夫				
61406	仮剥製/頭骨/胴部液浸		ニホンジネズミ	雌	2009.06.10	北海道函館市(恵山地区)高田町古武井熔鉱炉	6241-5048		TL:120.0mm T:57.0mm 尾長:33.0mm 耳:7.4mm 耳長:13.0mm 耳幅:5.5mm 踵長:3.0g Emr: 33.3	腐敗、ウジ付、脱毛	市立函館博物館より	2013/10/02 作製

表 HUNHM に収蔵されている北海道産ニホンジネズミ標本

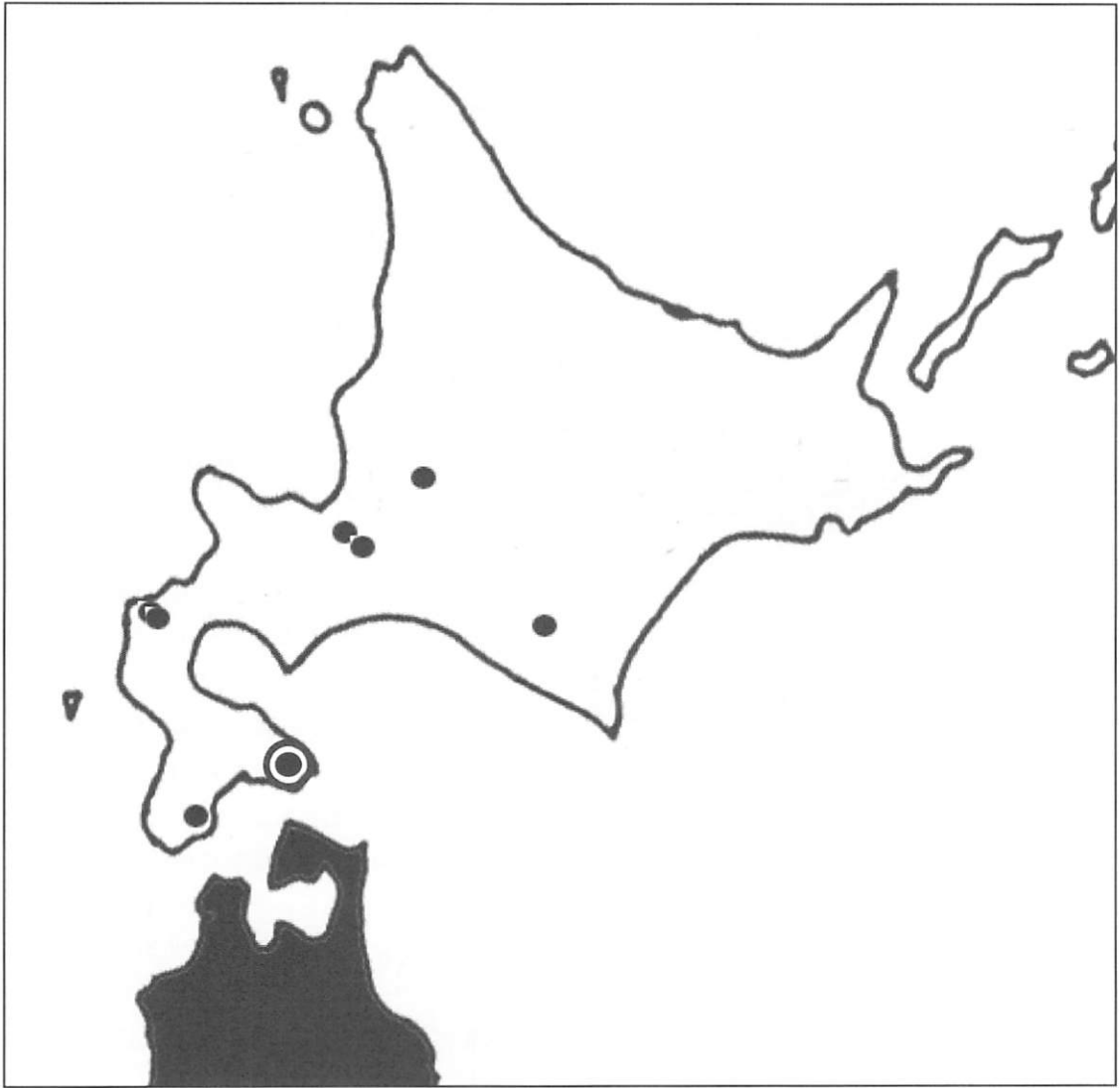


図 ニホンジネズミの分布 ◎が函館市高岱町にある古武井熔鉱炉跡地
※小宮（2002）、門崎（2002, 2003）、HUNHM提供資料より作成

市立函館博物館 研究紀要 第24号

2014年3月31日 発行

編集・発行 市立函館博物館

〒040-0044 函館市青柳町17-1 (函館公園内)
TEL. 0138-23-5480 FAX. 0138-23-0831

印刷 有限会社 共立印刷

〒040-0077 函館市吉川町6-6
TEL. 0138-43-7650 FAX. 0138-43-1475

BULLETIN
OF
HAKODATE CITY MUSEUM

No. 24

CONTENTS

Preface

KENSAKU SHIMIZU

“Reexamining the opening of Japan through a Hakodate magistrate’s MURAGAKI Norimasa official records.”

SEIJI YAMAGUCHI

“Reading from a document what kind of affairs the Sakaya family which owned a Kitamaesen – goods carrying merchant ship – ”

MICHIO SATO · HIDEO ICHIKAWA

“First record of Crocidura shrews *Crocidura dsinezumi* at site of Kobui furnace in Hakodate.”

2014

Publisher : Hakodate City Museum

17-1, Aoyagi-cho, Hakodate, Hokkaido, Japan 040-0044

Phone. 0138-23-5480 Fax. 0138-23-0831